

第八十回 参議院内閣委員会會議録第十号

昭和五十二年五月十三日(金曜日)

午前三時六分開会

委員の異動

五月十三日

辞任

補欠選任

大島 友治君
山崎 竜男君
福岡日出磨君
竹田 四郎君
河田 賢治君
林 進也君
戸塚 進也君
望月 邦夫君
小山 一平君
内藤 功君

出席者は左のとおり。

委員長 増原 恵吉君
理事 上田 稔君
岡田 広君
野田 哲君
秦 豊君

委員

源田 実君
世耕 政隆君
戸塚 進也君
中山 太郎君
林 進也君
望月 邦夫君
吉田 実君
大塚 喬君
小山 一平君
矢田部 理君
太田 淳夫君
峯山 昭範君
岩間 正男君
内藤 功君
柄谷 道一君

衆議院議員

内閣委員長代理

国務大臣

法務大臣 木野 晴夫君
外務大臣 福田 一君
大蔵大臣 鳩山威一郎君
自治大臣 坊 秀男君
国務大臣 小川 平二君
内閣官房長官 園田 直君
国務大臣 藤田 正明君
官(沖繩開発庁長 三原 朝雄君
官(防衛庁長官 平井 啓一君
防衛庁参事官 亘理 彰君
防衛庁長官官房 伊藤 圭一君
防衛施設庁長官 斎藤 一郎君
防衛施設庁次長 安齊 正邦君
防衛施設庁総務 銅崎 富司君
防衛施設庁施設 高島 正一君
防衛施設庁勤務 古賀 速雄君
沖繩開発庁総務 龜谷 禮次君
沖繩開発庁振興 井上 幸夫君
局長 塩崎 潤君
法務政務次官 香川 保一君
法務省民事局長 山崎 敏夫君
外務省アメリカ 吉岡 孝行君
局長 大蔵省理財局次 首藤 俊彦君

政府委員

事務局側

常任委員会専門員

法制局側

法制局長 杉山恵一郎君

衆議院法制局側

第一部長 上田 章君

本日の會議に付した案件

○沖繩県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(増原恵吉君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨十二日、山本茂一郎君及び八木一郎君が委員を辞任され、その補欠として山崎竜男君及び福岡日出磨君がそれぞれ選任されました。

○委員長(増原恵吉君) 沖繩県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。三原防衛庁長官。

○国務大臣(三原朝雄君) ただいま議題となりました沖繩県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本法律案につきましては、衆議院におきまして、全面的に修正されましたので、ここでは、簡単に、その提案理由と内容について御説明申し上げます。修正案について若干言及いたしましたと思います。

御承知のとおり、沖繩県においては前大戦による土地の公簿、公図の焼失、戦争と米軍の基地建設に伴う土地の形質変更により、一筆ごとの位置境界が確認できない土地が数多く存在しております。

このような状況は、基地の中においても同様でありまして、これがために相続や売買の際に必要な土地の分合筆や駐留軍から返還された土地の利用の面で、沖繩県民の経済的活動に著しい支障を与え、基地の使用についても困難を来している状況となっております。

このような実情にかんがみ、政府は駐留軍用地等を対象として、土地の位置境界をその所有者同士が確認するのを推進援助する措置を定めるとともに、沖繩県の区域内において昭和五十二年五月十五日以後も引き続き駐留軍または自衛隊の用に供すべき未契約地を、権利者の保護に留意し、かつ、その位置境界が明らかでないという土地の特殊性に合った手続により使用することを定める法律案を提出した次第であります。

以上がこの法律案の提案理由とその内容であります。冒頭にも申し上げましたとおり、この法律案に対し、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党・革新共同の各党から共同で対案が提出され、また民社党、新自由クラブからもそれぞれ党としての御意見がありましたので、これらの意見を勘案して衆議院においてこの法律案の全部修正が行われました。その主な内容は、(一)駐留軍用地等以外の土地につきましても位置境界の明確化の対象とする。(二)五年を達成目途とした位置境界の明確化の計画を作成する。(三)土地の所有者同士の話し合いがつかない場合の対策として、政府が土地の位置境界について勧告をする。四駐留軍用地等以外の土地の位置境界が明確となった場合において、その土地の有効な利用の促進等に資するため所要の措置を講ずる。(五)昭和五十二年五月十五日以後の未契約地の使用については、沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律による暫定使用の期間を五年延長する等であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あら

んことをお願いいたします。
○委員長(増原恵吉君) 以上で趣旨説明は終わりました。

本案は衆議院において修正議決されておりますので、この際、本案の衆議院修正について説明を聴取いたします。衆議院内閣委員長代理理事木野晴夫君。

○衆議院議員(木野晴夫君) ただいま議題となりました沖繩県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案に対する衆議院における修正につきまして、その内容の概要を御説明申し上げます。

沖繩県におきましては、戦争等により、土地の形質が変更され、また、土地の公簿、公図が滅失してありますので、位置境界不明地域が広範かつ大規模に存在し、そのために軍用地使用の場合にはもとよりのこと関係所有者等の社会的経済的生活に著しい影響を及ぼしてあり、その解決はきわめて緊要な問題であります。

政府案におきましては、さきに沖繩県の復帰の際暫定的に五年を限り使用しておりました軍用地の使用の期限が到来しますので、土地の位置境界の明確化のための必要な措置を定めるとともに、軍用地を引き続き使用する場合の使用の手續の整備を定めております。

修正の第一点は、位置境界不明地域については、軍用地の内外にわたって行うこととし、軍用地外においては沖繩開発庁長官、軍用地においては防衛施設庁長官がその実施機関の長となり、おおむね五年を目途に計画的に位置境界の明確化を実施し、政府は、その計画の達成に必要な措置を講じようとするものであります。

修正の第二点は、関係所有者の申し出があった場合には、実施機関の長が審議会の意見を聞いて位置境界について勧告をすることになっております。

修正の第三点は、位置境界が明らかになった場合の返還地の跡地利用の促進を図るとともに、土地、建物の買い取り資金の融通、あつせん及び土地の交換等のあつせんを行うこととしたしております。

ます。また、位置境界不明地域内の政令で定める公共施設の用地買収等については、調査の上、所要の財政措置を講ずることとしたしております。

なお、実施機関の長は、地方支分部局の長または沖繩県知事に事務の一部を委任できることとするともに、沖繩県及び関係市町村が位置境界の明確化について協力するよう規定しております。

また、沖繩県の区域内の軍用地の使用については、附則において沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律による暫定使用の期間の「五年」を「十年」に改め、五年間延長することとしております。

なお、本法が成立いたしますと、地籍明確化のための作業は、軍用地の内外ともに五年を目途に達成される見通しであります。

以上が修正の内容の概要であります。
○委員長(増原恵吉君) 以上で説明は終わりました。

これにて休憩いたします。

午前三時十五分休憩

午後三時五十七分開会

○委員長(増原恵吉君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、大島友治君、竹田四郎君、河田賢治君及び山崎竜男君が委員を辞任され、その補欠として林道君、小山一平君、内藤功君及び戸塚進也君がそれぞれ選任されました。

○委員長(増原恵吉君) 休憩前に引き続き、沖繩県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○大塚喬君 今朝午前三時に、防衛庁長官並びに衆議院の修正案について木野代表理事から提案趣旨の説明をいただいたところでございます。

質問に入る前段としてちょっと手續上の疑問点がございまして、木野理事に若干の質問をして、それから本論に入りたいと存じます。

今朝の木野理事の沖繩県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案に対する衆議院における修正の趣旨説明、その要旨は、今朝お話しただきましたように三点に分かれております。その修正の第一点は、「位置境界不明地域については、軍用地の内外にわたって行うこととし、軍用地外においては沖繩開発庁長官、軍用地においては防衛施設庁長官がその実施機関の長となり、おおむね五年を目途に計画的に位置境界の明確化を実施し、政府は、その計画の達成に必要な措置を講じようとするものであります。」この点が、特に後ほどの質問に関連をいたすところでございます。

それから、「修正の第二点は、関係所有者の申し出があった場合には、実施機関の長が審議会の意見を聞いて位置境界について勧告をすることになっております。」と、こういう説明をいただきました。

「修正の第三点は、位置境界が明らかになった場合の返還地の跡地利用の促進を図るとともに、土地、建物の買い取り資金の融通、あつせん及び土地の交換等のあつせんを行うこととしたしております。また、位置境界不明地域内の政令で定める公共施設の用地買収等については、調査の上、所要の財政措置を講ずることとしたしております。」と、こういう説明があったわけでありまして、ところで、私どもその問題に関連をいたしました参議院要覧の中に衆議院の規則、「委員会」「通則」の項があります。その第四十七条を検討いたしました。昨日提出をいただいた法案に手続上どうも納得できない不備があると、こういうことを感じ取ったわけでありまして、衆議院規則「委員会」の部の「通則」の第四十七条「議案を修正しようとする委員は、予め修正案を委員長に提出しなければならぬ。前項の修正案が法律案に対するもので、予算の増額を伴うもの又は

は予算を伴うこととなるものについては、修正の結果必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならぬ。」、こういうことで定められておるわけでありまして。

で、今朝木野理事から提案をいただきました改正の主な三項の要点。この中の資料を何度も繰り返して調べたわけでございますが、この衆議院規則第四十七条に伴う予算を添えて提出しなければならぬという項目がいずれにもございませぬ。

これは明らかに衆議院規則第四十七条に反する修正案の提出を本院の本委員会に提出をされたものではないか、明らかにその手續上重大な法的なそういう不備を私どもの委員会に提案したのではないかと、こういう疑問を持つわけでありまして。どういう理由でこのような不備な提案をなされたものか、提案者から詳細に経過をお聞かせいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(木野晴夫君) 今回の修正案は、政府から軍用地の法案が出ておりますが、私たちが検討いたしました。野党三党からも、また民社党、新自由クラブから、またわれわれ自由民主党の立場からいろいろと提案がございまして、地籍明確化が必要であると、これが大前提と申しますか、これが大事だということでございます。

それで、ただいま申し上げました修正点の一点、すなわち五年間を法的に定めましてやっていくんだということでございます。また第二点は、行政裁定をすべしという意見もあったんでございますが、行政裁定は少しまだ検討すべき事項がある、行政勧告を行うということにしたわけでございます。

第三点は、跡地利用したいという非常に強い要望がございまして、それで地籍が明確になった場合には、交換分合その他の処置をとりまして、跡地の利用について努力しようということをつくったわけでございます。それに対して、これは予算を伴うじゃないかといういまの御意見でございます。まあ第一点の地籍明確化というのは五年でございまして、現在の予算でございまして、それに応じてまた伸ば

していくというようなことですが、先ほど先生の御指摘にありましたとおり予算を伴う事項でございます。それで、私の方でこの法案通りましたときに政府の意見をとりまして、そうして政府としましては、この措置は賛成とははつきり申しませんが、了承するというところをとおるわけでございます。

○大塚喬君 いま抽象的な答弁をいただいたわけですが、この修正案の主たる三項目については、私も昨年末以来三度にわたって沖繩の現地を調査いたして参りました。ごく僅少な額で、そういうようなことで、予備費の流用というようになるとで片づく問題でないことは、現地にともかく足を踏み込んでいただいて、できるならばひとつ本委員会の皆さん方に現地調査をお願いして見ていただければ、予備費の流用などというようになことで片づく問題ではない。いま提案者がおっしゃったようなお答えで、これらの修正案、相当額の予算を必要とするものについてこのような修正案、裏づけのないものを、ここでペーパープランだけで審議をしない、こういうふうなことは、これは現実には不可能だと思います。手続上重大な不備な法案をここで審議しないというようになことは、本委員会として、国会の権威においてもこういうことはできかねる問題じゃないでしょうか。具体的に、予算案ですから、どういう項目にどれだけ、どういう項目にどれだけ、それらの事業の内容と必要経費、こういうものをひとつ具体的に明らかに示していただきたい。

○衆議院議員(木野晴夫君) 私たちは、単にこれをペーパープランに終わらすという意味で考えておるのじゃない。したがって、一項目の点につきましても、なるほどこれから予算をつけて、そうして大いにやってみようという考え方でございませう。ただ、この予算にはどうかという点は、ことしの予算の予備費でやれるかどうかとか、そういう点は、五年でございませう。いろいろな各年度の割り振りはあるかと思ひます。また第二項の点は、これは審議を設けて、

そうして勧告するわけでございますが、それにつきまして、それでは予算がどのくらい要るかというふうなことはそれほど大きな予算ではないと思ひます。第三項の点でございませうが、位置境界が明らかになつた場合に跡地利用をやるんだということでございます。これは私たちが相当沖繩県民の要望にこたえたいと思つておるもので、額としましては大きなものを考えていかなきゃならぬと思つておるわけでございませう。ただ、これも実態調査というのをしなきゃいけません。現在、たとえば六十字ございませうと、調査終わつておるの

は八字でございませう。調査を大いにして、その結果に基づきましてこの予算をつけていくということでございます。そのほか先生の方で一、二、三と言われましたが、これは要約でございます。で、いろいろ沖繩県民の民生の向上安定になるようにしたいということがございませうので、予算を伴うことがほかにもあるかと思ひます。私、法案の作成に当たつてまいりましたが、沖繩開発庁の職におればもっと詳しく何でございませうが、その点は概略でございませうが、この法律施行に伴ひまして八十七億円見込まれると、このように考えております。

○大塚喬君 大変御懇切な答弁をいただいて、提案者の意のあるところ、誠意を私も率直にお認めをいたします。ただ、先ほど私が朗読いたしましたように、第四十七条の規定は、もう一度ひとつ申し上げますからじっくりお聞きいただきたいんですが、「修正の結果必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならぬ」、よろしいですか。八十七億円というお言葉で、額は、これはまあその点についての論議もあると思ひますが、私は形式的な、まず一番基本的な手続の問題で、一体衆議院規則第四十七条の規定に沿つたそういう修正案を提出したく、規則違反のことをい

まから本委員会が審議をしようというところは、私はこの内閣委員会が今後大変な悪例を残すと、やはり具体的に、法的にも完全に手続が合法的な、そういう内容の修正案を審議するのが本委員会の責務であろうと、こう考えるわけでありますが、この点についてひとつ明確に提案者からお答えを願ひます。

○衆議院議員(木野晴夫君) 御承知のとおり、たとえば第一項で申しますと、おおむね五年間にやるということでございます。各年度、初年度幾らやるというのを決めて、二年度は幾らというのを決めてあるわけでございませう。それで、私たちは全部で八十七億円の要する見込みであるということとを、法案提出の場合に、この法律施行に要する経費は約八十七億円の見込みであるということとを付しまして、そうして委員会採決の場合には、大臣のこれに対する意見も聞いておるわけでございませう。

○大塚喬君 これは法制局関係、どなたかお見えになっておりますか、ちよつと委員長、来ているかどうか。ちよつと、やっぱりこれは重大な手続の問題ですから、規則違反ですから、ちよつと法制局の見解も……衆議院法制局、それから参議院法制局もひとつ……私がお尋ねしておることは、大臣の答弁をいただいたかどうか、その有無のことではなくて、八十七億円かかるか百八十七億円かかるか、その金額の問題でなくて、この規則に定められた文書を、成規の手続を添えた形で修正案が本委員会に提案をされ、その法案に基づいて審議が始められるのかどうかと、こういうことを私は提案者、木野理事にお尋ねをいたしておるわけです。ですから、文書を添えたのかどうか、添えない提出ということは、これは重大な手続のミスがあるのではないかと、この点はいかがですか、こういう質問であります。どうぞひとつ、質問の趣旨をお聞遣いなく御理解をいただいて、正当な答弁をいただきますようにお願いをいたします。

○衆議院議員(木野晴夫君) ただいま、初めから細かい手続の問題でございませうので、四十七条でございませう。衆議院でこの修正意見を出すときには、これに幾ら経費を要するかということと、ちゃんと文書をもつて付してやらなきゃいかぬというところで、先ほど申しましたとおり、私たちは衆議院で修正いたしましたときに、これに要する金額は八十七億円見込みであるというのを文書をつけて出してあります。

○大塚喬君 問題は参議院の内閣委員会なんです。参議院の内閣委員会。参議院というのは、御承知のように衆議院でもしも仮に過半数があつた、まあそういうことはいいはずでありますけれども、それらの問題を参議院としては誤りのないように、そこに参議院の使命があるはずであります。その参議院で、基本的な手続上のミスがある、こういう場合にこの審議に入ることはいかがか、できないはずであります。ですから、「文書を添えなければならぬ」と、こう規則に明記されておる条文について、提案者に、文書を添えて提出をされたのか、私が個人的に幾ら探しても見つからないんですけれども、それは私どもの方で紛失をしたのかどうかわかりませんけれども、ひとつ「文書を添えなければならぬ」とある、そのことを添えてあつたのかどうかと、ひとつその点だけにしほつてお答えをいただきますようにお願いをいたします。

○衆議院議員(木野晴夫君) ただいま先生の御指摘になりました条文は、衆議院規則第四十七条でございませう。衆議院規則第四十七条によりまして、私たちは修正いたしましたときに、これに要する金額八十七億円見込みであると、ちゃんと文書をつけていたわけでございませう。

○大塚喬君 木野理事の答弁によりまして、衆議院で配付をされて、そして審議に入つたと、こういう答弁であります。衆議院の方でもこの文書は添えておらなかつた、こういう回答が来たわけではあります。答弁者のお答えと現実が違つたところに私は理解をするわけですが、そのところは一体どちらが本当なのか。それから、衆議院にはそういうものを出したんだけれども、参議院の内閣委員会にはそういうものは必要なしと、参議院の方はこの規則に違反し

ても、これはそういう提案の法案の内容はそれで審議を願って差し支えないんだと、こういうふうな木野理事は御理解をいただいてここに提案をなさったのかどうか、そのところをひとつ改めて、なければならぬというところをはっきりお聞かせいただきたいと思ひますので、よろしく。

○衆議院議員(木野晴夫君) 手続と事実の問題でございまして、私から申し上げます。

衆議院におきましてこの法案が通りますときに、先ほど申しましたとおり、これに要する経費はちゃんと文書をもってやっております。そうして参議院に議案を送るのでございますが、その際に、この経費の点はつけておりません。

○大塚喬君 提案の法案の内容というのは、規則に附けなければならぬと、こうあるんですから、これが提案のいわゆるその内容の重大な構成部分じゃないですか。その構成部分は、当然そこにつけられるその予算、それを文書にしたものを付けて提案をされ、審議を願うというのが提案者の立場ではございせんか、そのところをひとつはつきりさしていただきたいと思います。

○衆議院議員(木野晴夫君) 先ほど申し上げましたとおり、四十七条は衆議院の規則でございまして、衆議院におきましては、この法案を修正いたしますときに、それに要する経費を文書をもっていたしておるのでございます。

それから、ただいまお話しした参議院に持つてくる場合に、それがついておったかについておなかつたかということでございます。これは議案を送るといふのでございまして、私まあそこ聞いてみないでございせんか、ついておらないと思ひます。議案を送るのでございまして、ついておらない。そこで先生の方から、それを違法である何であるというところは、先ほど申しましたとおり衆議院規則、衆議院におきましてこの法案に照らしてきちんといたしております。で、参議院におきましてどう取り扱うか、私その規則まではきちんと詳しく存じませんので御検討願ひたいと思ひます。

すが、この趣旨を説明いたします場合に、要する経費は八十七億円であるというのを私としましては説明につけ加えるべきであつた、その方が必要かつ十分であつたと思うわけでございまして、その御指摘の点は、なるほど先生の御指摘のとおりと思ひわけでございますが、この四十七条を絡めて、これを要らないから載せなかつたんだというふうなことは、そういう意図でもつてというのでは全然ございせんし、また解釈につきましては、衆議院の法制局の部長が来ておりますからお聞き願ひたいと思ひますが、参議院には参議院規則がございまして、参議院では参議院の方の解釈ということでございまして、その法律解釈その他につきましては、衆議院の法制局の部長が来ておりますので、衆議院の部長から説明をお聞き願ひたいと思ひます。

○大塚喬君 先ほど申し上げましたように、修正案がある、そこに附けなければならぬ文書、これはこの修正案と別個に切り離したものでなく、一体のもの、この文書を含めたものが修正案、こう理解をする、これが当然の法案としての性格を完備したものではないでしょうか。そのことを、衆議院の方は出しました、参議院の方はなんなものは必要ないと思ひますと、こういうことで参議院を軽視されるようなお考えを私は答弁者からお聞かせいただくと、これは単に木野理事対大塚という参議院の内閣委員会の一委員の問題ではなくて、これは重大な参議院の構成、権威に関する問題に発展する、私はそういうふうな受けとめます。

で、いまの問題について、まず第一に衆議院の法制局、関係者どなたか、局長がおいでになつていいますか。

○衆議院議員(木野晴夫君) その前にちょっと私から補足、一点したいと思ひますが、先ほどお話し申しましたとおり、四十七条は衆議院の規則でございまして、衆議院におきましてはきちんと文書をもってこれに要する経費を書いてあるというところを申し上げました。そこで、参議院にその

議案を送つたわけでございしますが、それに抜けておるじゃないかということでございます。恐らく参議院にも同じ規則がございまして、参議院で決められますときにはそのことを書いておられると思ひますのでございまして、参議院から衆議院に法案を送られるその場合に、私まあいまだ慣例として聞いているのでございしますが、議案を送りまして、そうしてそれに要する経費のところはつけておらない、これが衆議院から参議院に送られる場合もつけておらない、参議院から衆議院に送られる場合もつけておらない、こういうしきりと申ししますか、ことになつておるといふことを事務局言つておられますので、私そういう細かい点まで実はまづらかにしませんが、聞きますとそういうことになつておるといふことでございまして、もとより私の方で、対大塚と私の間の問題とか、のみならずというふうなことを考えてのこととございせんので、ただいま申しましたとおり、衆議院から送るときには、議案を送りまして、それに経費の点は抜けておる、つけておらない、参議院から送られますときに、これまた経費の点はつけておらない、こういうことになつておるといふしきたりだそうでございまして、その点ちょっとお答え申し上げます。

○大塚喬君 では衆議院の法制局から。

○衆議院法制局参事(上田章君) 衆議院の法制局の第一部長でございます。

政府案を全部修正をいたしました、それのお手伝いをいたしました一人として、いま先生からの御質問でございまして、お答え申し上げます。

先ほどから木野先生がおっしゃつておりますように、衆議院規則第四十七条では、これは衆議院の規則でございまして、衆議院における手続をどのように処理するかというところを決めたものでございまして、したがって、政府案でございまして、予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものについては、修正の結果必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならぬ。という規定でございまして、先ほどから木

野先生が何度も仰せられておりますように、衆議院で通過するときは、約八十七億を要する見込みであるという文書を添えて修正議決されたというのが事実でございまして。

○大塚喬君 いまの件に關して、参議院法制局の見解を求めたいと思ひます。——もう一回説明しなさい。新たに参議院の法制局長がお見えいただいたのでございまして、いま論点になつております件について提案者にお尋ねをいたしましたところですが、関連して参議院の法制局に私の質問の趣旨について簡単に申し上げて、その見解を明らかにしていただきたいと思います。

衆議院規則の中で、「委員会」「通則」「第四十七条 議案を修正しようとする委員は、予め修正案を委員長に提出しなければならぬ。前項の修正案が法律案に対するもので、予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものについては、修正の結果必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならぬ。」という規定があります。で、本朝午前三時に木野理事から衆議院の修正案について趣旨説明を受けたところでございまして、その中に、修正の二項、三項それぞれ予算を伴うものであると、こういうことが文章表現の中にも明記をされております。で、その場合に、本委員会に提案された修正案、これには衆議院の方の審議の際に必要としたその文書による予算案と申しますか、その添付がなかつたわけでありまして。私は、この衆議院の審議の際に、必要欠くべからざる条件として、文書による予算案が修正案と一緒につけられて審議をされて修正案が通過したわけでありまして、そのものが当然一体になつた法案の一部分として、その添えられた文書、予算案というものは、この本委員会に、こういう内容でこういう予算を伴つたもので修正案が成立をいたしました、こういうことでここに提出をさるべきだと。ところが、まあ後でこれはもう一度皆さん方に全員にお尋ねしたいと思ひますが、お一人お一人、その文書というものが入つておったのかどうか。私の中には残念ながら、け

さほど帰って内容を調べましたところが入って
りませんでした。そういうことで、文書のつけら
れなければならぬものがついておられない。手続
上これは基本的な誤りがあったのではないか、こ
ういうことをお尋ねしておいたわけでありま
す。木野理事のお答えは、大臣から八十七億円か
ると、こういうようなお話があったということで、
直接文書に関する問題については私の納得
するようなお答えがいただけたので、法制
局に出席をお願いして、法的なその根拠につ
いて明快にひとつお聞かせをいただきたい、こ
ういうお願いであります。

○法制局長(杉山憲一郎君) これは衆議院のや
つたことでございますので、衆議院のやり方につ
いて私がこれこれ言うのはちょっとあれなんでござ
いますけれども、規定といたしましては、修正案
が予算を伴う場合に、その経費を明らかにする文
書をつけると、そしてそれについて委員会が採決
する前に内閣の意見を聞けというのが四十七条の
規定でございますけれども、それは委員会の中で
原案を修正することの可否を決めるための資料と
して、修正案を出す方がその趣旨を明らかにし、
そうしてそれに対して内閣が意見を述べた機会を
与えられて、その結果を判断して委員会でお決
めになるという一つの委員会の中の処理の
手続として規定されておるものであって、委員
会ですでにそれが可決されて本会議にいく段階
では、もうすでにその文書はついていないはず
でございます。

で、衆議院で可決されて参議院の方へ回って
くる場合には、それは修正案という形ではなく
て、衆議院の議決案としてこっちへ参ります
ので、その場合には衆議院の院内でやった手続に
関する文書はついてこない、衆議院で可決した
案件だけが送られてくるというのが議事手続で
ございます。それは参議院で法案を出す場合でも
同じことで、修正案を出す場合、あるいは予算
を伴う法案を出す場合でもそうでございませ
んけれども、委員会の中で内閣の意見を聞いて
、それで後、本会議へ

かかって、参議院から衆議院へ議案を送る場合
には、その予算を伴う書類というものはつ
いていかなければならない。これは国会
会法上なっております。向こうから来た書類
の中にそれがついていないということも、別
に違法であるというわけではないというふう
に思っています。

○大塚審判官 いまのお答えで、大分私
もはつきりいたしました。ただ、木野理事に
、これは法的な問題というよりも、提案者
の方でも速やかな審議を願うと、こ
ういうことですから、これらの修正案とい
うのは一つ一つ相当額の予算を伴うとい
うことで、この参議院の委員会について一
応の敬意を表していただくなら、全員に衆
議院で出したと同じような文書をつけて、
衆議院ではこういう予算案も勘案の上
にこの修正案が通りましたと、そういう
説明資料を提出していただくのが、これ
がまあ人情と申しますか、国会審議の
あり方ではないでしょうか。この点につ
いて、私もまあそこそこがどうかとい
う疑問を持ったもので、今、衆議院、参
議院、二院で構成されております日本
の国会の権威を高めるためにも、ひとつ
そういう問題について、この修正案者
であります木野理事の明快なお答えを
いただけて本論に入りたいと思
います。

○衆議院議員(木野晴夫君) 私も、議事規則
その他何分にもふなれでございまして、
明確な先生への的確なお答えはできな
かった点がございまして、ただいま先
生がおっしゃいましたとおり、この規則
は、衆議院規則四十七条の解釈、また
同様に参議院のそれに相当する解釈が
あると思っております。それにつきま
してはここのことだということで、私
もいまははっきりとしたような次第で
ございまして、

つきましては、経費が幾ら要するの
かということ、これは大きな問題で
ございまして、それをつける
と、話をするとというのが親切じゃな
かろうかと、

私は親切というよりも少しすべき
なところかと思うわけでございまして、
実は趣旨説明の点にそれに触れるべき
だったかと思っております。趣旨説明
は、御承知のとおり余り長くなり
ました。またごたごたしますので、私
は自分で理解いたしました。書いて
ございまして、この地籍明確定法案が
通つたら何年かかるだろうとい
うことの方が大事だと思つて、この
法案が通れば五年でできる見通し
であると、そういうことを書いた
のでございまして、さらにいまの
経費の点など一歩含めまして、これに
要する経費は八十七億であるとい
うのを書いておけば、いまのよう
な点もなかったかと思つてござ
いまして、その点はまあ漏れまし
たという点を、ひとつ御了承願
いしたいと思います。

○大塚審判官 ただいまの木野理事の誠意を
込めた答弁をいただき、法制局関係者
の皆さん方の明快なお答えをいた
だいて、この点については私も快
くいまの問題についての疑問を水
解して、質問を続けさせていただきます
と思います。

それで、まあ沖繩の問題は皆さん
方もいろいろお聞き願つておられ
ますが、総論、各論、それぞれ幾
つか大きな問題を抱えております。
私は、まあ総論、そして各論、こ
う相互に交錯するところが幾つか
あると思つて、その問題の踏まえ
ながら、できるだけ現実の問題に
即してこれらについての明快な説
明をお聞きをし、私も十分理解の
上、この審議に参加をいたしたい
と、ここの強い念願でござい
ます。

で、最初に総論的なことを申し上げ
ますが、沖繩の本土復帰、これはも
う沖繩五百万民の多年にわたる血
のじみ出るような切実な念願でござ
いました。これが本土並み復帰とい
うことで、五年前に実現をし、それ
から五年という年月が経過をいた
したわけでありまして、ところが、
現在依然として占領当時あるいは
戦争当時そのままで、その象徴
的にあらわれております沖繩中部
にありまして読谷の飛行場跡地の
問題について、

大蔵大臣、それから官房長官、それ
から法務大臣、それから自治大臣、
関係の各大臣にそれぞれ質問を
いたしたいと思つて、この問題につ
いて余り具体的に内容をお聞き
いたしたい方、もしやらないか
と思つて、この簡単な経過を少
しく私の方から説明をさせていただ
いて、具体的な事項について教
育項目にわたつて質問をさせて
いただきます。

読谷、これは読谷新聞の読という
字と谷という、そういう字を書
いて読谷村、ここの村が沖繩に
ございまして、その読谷の読谷
飛行場用地の所有権回復の問題、
ここのことに具体的に第一番に
しほつてお尋ねをいたします。

で、その経過をこゝろ急いで申し
上げますが、読谷飛行場は昭和十八
年夏、旧日本軍が本土防衛のため
に土地を強制的に接収し建設した
ものである。その用地接収に際し、
軍の責任者は、陸軍として不要
になった土地は元地主に返すと口
約しておつたのであります。ところが、
国は戦後三十二年経過した現在、
いまだに戦後処理をしないばかり
か、世論に反して、私もこゝへ二
度参りました。新たにアンテナ基
地を建設しようとしておるわけ
であります。で、読谷の皆さんは、
地主に犠牲を強要する、不当に強
奪された土地の回復権を再び侵害
すると、ここのことで大変大きな
憤りを持って、私も参りますと、
数千人、数百人という関係地主の
皆さん方が大ぜい詰めかけて、
私もそれらの方々と強い要請を受
けつけてまいりました。

その地主たちの返還要求の理由
と申しますか、それについて少し
述べさせていただきます。読谷飛行
場、これは当時陸軍が使用してお
つたときには、北飛行場という
名称で呼ばれておつたものであ
ります。これは旧日本軍が太平洋
戦争を遂行するために、読谷の
中心部、座喜味、それから喜名、
伊良波、大木、楚辺、それから
波平、上地、これらの各々の地
域にまたがって約六十五万五千
坪、約一千七百五十筆あります。
これらの

広大な農耕地を強制接収し飛行場を建設したものであります。で、この当時はここに居住をいたしておいた関係村民は、民家が六十八戸、地主が約六百五十名、ここに居住をしておられない人たちでもそこに土地を所有しておった、こういう人たちがおおよそ三千六百名おるわけでありまして。

で、その人たちの生活の根拠地になっておったところでありまして、昭和十八年に入つて戦況がいよいよ悪化し、日本軍は二月、ガダルカナル島を撤退し、五月にアツツ島の全滅、そして七月のキスカ島撤退、後退を続けた結果、四囲から包圍される形勢の中でこの沖繩に防空基地をつくる、訓練を行う、こういうことで戦争準備体制が強化されていった中でこの読谷飛行場の建設が行われたわけでありまして。

で、この飛行場の建設が、土地の売買契約、これが私はいま指摘をしようとする大きなきになる問題でありますので、土地の売買契約について当時の経過を私も何度も再三にわたつて関係地主の皆さん、当時役場にお勤めになっておった方々、その人の家族あるいは現在の村役場関係者の皆さん方に、もうしつこくお尋ねをしてまいりましたが、いずれもこの売買契約については一言も話がなく、地主の意見を聞くというような態度はみじんもなく、全く強制的に土地の接収がされた、こういうことであります。で、確かにこの接収に当たつて地上耕作物の補償、民家の立ち退き料を払う、こういう契約は行われたわけでありまして、飛行場の緊急整備、こういう問題があつて、この農作物と立ち退き料の一部、これが建設工事が大分進んだ中で一部行われたようであります。こういう現況でありまして、私はこの読谷飛行場のいわゆる現在国有地、そしてアメリカ軍の軍用地、こういうことで使用されておるこの読谷の旧飛行場の問題について、幾つか具体的にお尋ねをいたすわけでありまして。

もう少しちょっと補足をさせていただきますが、この軍関係の土地の買収あるいは接収に当たつた方、当時の記録を、あるいは当時の関係者等

を調べてみますと、もと沖繩にありました第三十三軍参謀陸軍中佐の神直道さん、それから旧陸軍大佐の八原博道さん、旧陸軍中佐の釜井耕輝さん、それから同じく元三十三軍経理附陸軍主計中尉の田中護利さん、こういう方が関係をしておったようでありまして。ところが、これらの関係者はお一人を除いて全部沖繩戦に戦死をされてしまつて、先ほど申し上げました元陸軍中佐の神直道さんという方だけが生存をされて、現在東京都世田谷にお住まいになつておられます。で、これは防衛施設庁から多分出されたことだと思つたわけでありまして、この方について照会をいたして、この方から防衛施設庁に対して当時の経過についての報告がなされております。

これは後ほどの質問に関係する事項でありますので、その際にまた申し上げることにして、私がお尋ねをしたいのは、この沖繩で本土復帰前、日本の国有地、これは米国の財産管理官のもとに管理をされて、本土復帰前は米国の施政権下と申しますが、そういう状態が続いたわけでありまして。で、これらの土地に対して、その米国の管理官に対して関係地主、これらの方は返還するよう要求を続けてきたわけでありまして、具体的には一九五八年、昭和三十三年、元三十三軍の陸軍中佐神直道氏等関係者等の証言、これらを添えて提出をいたしましたところ、西原飛行場、これらは同じような飛行場が建設をされ、旧陸軍に使用され、そして米軍の占領下も米軍によつて使用されておったその基地が、片方の飛行場は、これは先ほど申し上げました証人の証言によつて関係地主、元地主に返還をされておるのであります。ところが、この読谷飛行場に関しては現在まだ返還をされておらない。で、私も当然旧地主に返還をさるべきである、という考え方を強く持つておるわけでありまして、異国民である米軍政府当局、それですら国有地の元地主への返還問題に真剣に取り組んで、先ほど申し上げたように別の方の飛行場は現に返還をされておるわけでありまして。ところが、日本政府がこの問題に関して、もう戦後三

十二年過ぎておるのに、この読谷飛行場についてはここにまたアンテナ基地を設置する。いまその建設は地元関係地主の強い抗議に遭つて中止をされておりますけれども、これらの飛行場が旧地主に返還をされておらないわけでありまして。

で、私は官房長官にお尋ねをいたします。この問題についてお聞きになつていらつしやるかどうか。先ほど申し上げたように、立ち退き料や地上耕作物、こういうものについての補償は行われたようでありまして、その土地の買収費について、だれに聞いても、現在残るどんな物的な証拠を調べても、そういうものについては証拠がございませぬし、その証人、先ほど申し上げました元陸軍中佐の証言にも、支払いが行われておらない、こういうことがあつたわけでございますが、日本政府はこれらの問題、重大な戦後処理として一日も早く解決をするために取り組むべきだと考へておりますが、官房長官として、こういう問題が現存するこの読谷の問題についてどういう所見をお持ちか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(岡田直吉) ただいま検討をいたしておりますので、私の所管でございませぬから、関係者から答弁いたさせます。

○政府委員(吉岡孝行君) 国有地の問題でありまして、所管庁であります私の方からお答えいたします。

ただいま御質問になりました旧読谷飛行場の問題であります。これは現在その大部分が米軍に提供されておるわけでありまして、これはもともと旧陸軍が飛行場用地として取得し、戦後、米国民政府がこれを日本政府の所有地として管理してきたものを、四十七年五月十五日の沖繩復帰に伴ひまして大蔵省が引き継いだものであります。御承知のように、沖繩本島におきましては、戦火によりまして土地の所有関係に關します法的な書類というのが滅失しておるわけでございます。それでその取得の経緯、それから登記簿、そういうものも一切滅失しておるわけでありまして。これは国有地だけでなく、民有地、公有地を含めまし

て全体の話であります。そういう状況にあつたわけでありまして。それで、戦後米民政府時代になりまして、いわゆる所有権の認定作業というものが行われました。その認定作業の手続であります。これはいろいろ村なり字に土地委員会というものが設けられまして、それぞれが調査し、それに基づきまして市町村長がそれぞれの所有者に所有権証明書を交付しておるわけでありまして、その調査の結果、この読谷飛行場につきましては、読谷村長から国有地として所有権証明書が交付されたわけでありまして。それで、それに基づきましていろいろ復帰前の沖繩における正規の登記簿も作製されました。この登記簿に關しましては、沖繩の復帰の際、沖繩の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特別措置等に関する政令によりまして、本土法令の相当規定による登記簿及び登記とみなすということで、復帰後における正規の登記簿及び登記とみなされてきておるわけでありまして。そういうことで、本島におきましては当時のたゞいまおつしやいましたような軍の買収を証明する直接的な資料というのではないわけでありまして、復帰後、われわれの方といたしまして、その間の物的資料の収集に努めるほか、いろいろ関係者からの事情聴取を行ったわけでありまして。具体的に、旧読谷飛行場の問題につきましては、旧陸軍関係者六名、それから地元関係者三名、それから旧所有者四名からいろいろ証言をとりました。そのうち、当時自分は直接関係しておらなかつたので知らないと言へられた軍関係の参謀の方がおられますが、その方を除きましては、当時読谷飛行場についての買収は正規に買収し土地代金等はすべて支払つたということを証言しておられるわけでありまして。その他われわれいわゆるアンケート調査なるものを三百数十名の旧所有者に対して行つております。行つてゐるといいます。アンケート調査の結果、三百数十名の者から回答を得ております。が、その回答の内容はいろいろまちまちでありまして、正規に代金を受け取つたという者、それから受け取らなかつた

いう者、古いことで忘れたという者、いろいろまちまちなわけであります。そういうことであるわけでありますが、われわれとしては、先ほと言いましたように、米民政府時代、正規に日本国政府の国有地として管理されてきたものを復帰に伴って引き継ぎ、国有財産台帳に登録し、現在国有地として管理している、こういうのが経緯でございます。

○大塚喬君 資料の収集、関係者から事情の聴取と、こういうことですが、いまお答えいただいたことで、積極的に国有財産だという証拠、これは具体的に言えば旧陸軍が買収したんだと、こういうことになる。土地の売買契約書、それからその土地の代金支払いの領収証、こういうものが県なり市なりあるいは国なり、こういうところに当然あるのが至当ではないですか。この売買契約書というものはあるのですか、あったらお示しをいただきたい。

で、先ほどの証人の中で、代金の支払いを受けたと、その代金の支払いを受けたというものは、いわゆる移転費用、それからその土地の耕作物に対する補償料、これらの関係の費用と、土地の代金と、関係のあるごく一部の方が誤ってお金はいくらに受け取ったと、こういうことの錯覚に基づいて証言がその中であつたのではないですか。具体的に土地の代金は間違いなく受け取りましたと、こういう人が証人として証言をされておつたならば、どこのどなたが、いづつという証言をされたのか、その証言の内容も明らかにしていただきたいと思ひます。具体的には、その土地の売買契約書があればこの席にひとつ提出をいただきたい。

○政府委員(吉岡孝行君) 先ほど申し上げましたように、沖繩本島におきましては、戦火によりまして売買を証明する書類、それから当時の登記簿等の公的書類というものは一切消滅しているわけでありまして、これは国有地だけでなく、先ほど申し上げましたように民有地、公有地を含めまして土地の所有権関係の書類が一切消滅しているわけでありまして、ただ、戦火を受けませんでした官

古とか八重山につきましては、やはり当時旧陸海軍が飛行場を建設しておるわけでありまして、それらの用地につきましては、売り渡し証書なり、代金の受領証というものが相当数受領されております。われわれとしましては、そういうことから、大体同時期に同じような軍の体制のもとに建設された本島における飛行場の用地取得についても、同様な手続に基づいて正規に買収されたものと考へておるわけでありまして、

それから、いろいろ証言の問題であります。これは具体的な氏名は差し控えておりましたが、先ほど申し上げましたが、われわれの方として、先ほど申し上げました旧陸軍関係者といふものは、当時の航空本部の関係者と、それから第三十二軍の参謀であります。そういう方からいろいろ証言を得たわけでありまして、それらの方は、先ほど申し上げましたように、一名の方が、自分は当時直接その買収に關係してなかつたので、当時の機は知らないというお答えをいたしておりましたが、その他の方々からは、土地代金及び補償金というものは全部支払つてゐるという証言を得てゐるわけでございます。

○委員長(増原恵吉君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、福岡日出磨君が委員を辞任され、その補欠として望月邦夫君が選任されました。

○大塚喬君 飛行場用地、この所有権の認定作業、これは戦前あつた土地、その土地が確認されるということがたてまえではないですか。そういう作業が行われたんですか、いかがですか。

○政府委員(吉岡孝行君) 戦後、米軍下において行われました所有権認定作業というものは、当初一九四六年二月二十八日付の米国海軍軍政本部指令第二百二十一号というのが最初の根拠になっておるわけでありまして、それに基づきましておこなつておるわけですが、それに基づきましておこなつておるわけですから、地元の名手により行われたわけでありまして、

地所有権委員会というものが結成され、私有地につきましては所有者からの申請に基づき、当該字委員会が調査、測量等を行い、その結果を市町村長に報告すると。それから、国有地とか公有地及び所有者不明土地につきましては、市町村委員会がみずから調査し、調査書を作成して市町村長に報告する。それで調査を終えた土地について、各市町村委員会が土地所有権証明書を作成し、これを三十日間一般の縦覧に供し、異議のないものについては市町村長が署名捺印して土地所有者に交付する。それで、署名された土地所有権証明書は、適法な土地所有権の証拠として認められ、以後その所有権の有効性を争おうとする者は、巡回裁判所に訴えを提起してこれを争うことができるという手続で行われたわけでございます。

○大塚喬君 いまのそういう作業、手続が行われた年月日はいつですか。

○政府委員(吉岡孝行君) 当初の米国海軍軍政本部指令が出たのが、先ほど申し上げましたように一九四六年二月二十八日で、それでずっと調査をしまひまして、一九五一年四月一日付で各市町村長からそれぞれの土地所有者に土地所有権証明書が交付されておるわけでございます。

○大塚喬君 いまのようなお答えをいただくということは、国のそういう関係責任者の立場にある次長としては、私は大変粗漏である、無責任である、こういうことを感じます。

昭和二十六年四月一日現在、読谷の現況はどうなつていましたか。まず住民について、ともかく戦争中に戦死あるいは死亡された方がたくさんありまして、それから、沖繩が占領されておることから、大阪や名古屋に軍事徴用ということで来られておつた方、そういう方が自分の郷里読谷には帰れないで、非常にたくさんの方がこの本土に居住を続けられておりました。さらにまた、この読谷に住んでおつて沖繩に住んでおつた人、その人がアメリカ軍の占領地区のために帰ることができないで、沖繩本島北部に、収容所同然でたくさんの方が押し込められておつた、こういう中で

読谷の村長が発行したいわけの所有権証明書、それに基づいて国有地の位置づけをしたと、こういうようなことはもうめちやくちやきまりない。そのことで、その国有地と主張される根拠にされるというところは私は大変遺憾なことであり、そういうことで国が憲法で保障される個人の所有権、こういうものを重大な侵害をしておるということ、私はもう率直に指摘せざるを得ません。具体的にまたこの問題についてお尋ねをいたします。

いまあなたがおっしゃつておる読谷飛行場、現在国有地として扱われておるこの旧読谷飛行場用地は、一体何筆になつておりますか。

○政府委員(吉岡孝行君) 旧読谷飛行場の国有地につきましては、国有財産台帳上は三葉に分かれております。

○大塚喬君 ちょっといまの……

○委員長(増原恵吉君) 吉岡君、もう一遍ちょっとおっしゃつてください。

○政府委員(吉岡孝行君) 旧読谷飛行場の国有地につきましては、国有財産台帳上は三葉、三つの葉に区分されて登録されております。

○大塚喬君 三つの区分という、そこにはもう先ほど申し上げたように、六百五十人の方が居住をして、三千数百の方がその関係地主、関係地域の所有権、土地を持つておつた人が現存しているわけですが、これはもう疑いの入れない、周辺の人やなんかの相互確認のもとに、そういうのが現在間違ひなく行われておるわけですが、その当時の人たちが、これらの関係者どなたに聞いても、役場の関係者に聞いても、一千七百五十筆は現にあつた、こういう確認がされておるわけでありまして、そのことがどうかで作為なりされない限り、この国有財産台帳に載るそのことの前の段階で、これは作爲的に何かその作業をしななければ、一千七百五十筆の土地の所有権者、こういうものが三口のものに、あの狭い沖繩本土の中で、そういうことが行われますか。私はあなたの答弁の中に重大な、国としての手続上、無理をはかおつた、個人の一千七百五十筆のこの土地の所有権

者の、その土地を強奪しようとすることを正当化する、こういうこと以外の何物でもないというところを、私はもう心の痛む思いで受けとめておるわけです。一千七百五十筆の筆を、どういふ経過で一体その三口に、国有財産に登記をしてあるんですか、その経過をひとつ明らかにしてください。

○政府委員(吉岡孝行君) 国有財産台帳上は、現在の土地の種目なりその用途に応じて分けて掲載されるわけでありまして、先生おっしゃいましたその千七百五十筆というのは、旧地主当時そうだったというお話であります、われわれとしては、先ほど申し上げておりますように、そういう戦前におけるか、戦中における旧軍の買収当時の資料が戦火によりまして滅失してあります関係上、何名の地主から買収して、当時何筆に分かれておったというところをつまびらかにする資料は現在ないわけでありまして。ただ、戦後、先ほど申し上げましたように、米民政府によって日本政府の国有地として管理されてきたものを、復帰に伴い引き継いで、復帰時に新たに国有財産台帳に掲載したわけでございます。その掲載の際、いわゆる土地の種目なり用途に応じて、その旧読谷飛行場の国有地を三葉に分けて掲載した、こういうことでございます。

○大塚喬君 その件については、私が先ほど、その質問に直接関係ないけれども前段で説明を申し上げたとおりです。旧陸軍があの戦争の苛烈になつていく、周囲が連合軍に包囲をされている、そういうことで、ごく短時日の中に、地主との話し合いもなく、ともかく地上の耕作料に対する補償、移転料、こういうものだけを渡して、もうすぐ、実際はもうその金を渡す前に飛行場の建設作業が始まっておったわけですね。そういう経過を先ほどお話し申し上げたわけでありまして、同じくその時期に八重山でつくった飛行場は、あなたの方ではその領収証なり売買契約書なりがあると、こういうお話であつたわけでありまして。そうだとすれば、この読谷飛行場についても、国の少なくとも台帳なり予算の支出項目の中に、読谷飛行場の、先ほど申し上げました膨大なその土地に

対して、六十五万坪だったでしようか、ともかく、少なくとも相当の金額のいわゆる土地買収費の支払いが行われておるはずであります。ですから、私は何度か確認したように、売買契約書はあるのか、それから予算支出をした、こういうことと支払いの事実があるのか、それらの領収証があるのかどうか、そういうことを念を入れてお尋ねをいたしておるわけですが、そういうことについては、片方の方はあるんだと、沖繩にはないんだと、こういうことばかり繰り返されて、国が合法的にこの土地の所有権を個人から移したという何らかの納得する証明も一つもなされてないではありませんか、いかがですか。

○政府委員(吉岡孝行君) 繰り返したてはなはだ恐縮なことでございますが、本島につきましては、とにかく戦火によりましてそういう土地所有権関係の登記簿とか、その他の公的書類一切、それから軍関係の書類というものが一切消滅しておるわけでございます。そういうことで、本島においては、そういうことを直接立証する物的資料はないわけでございますが、先ほどのように、その戦火を受けなかった宮古とか八重山につきましては、その売り渡し証書なり代金の受領証というのが相当数収集されており、終戦前の当時の国有財産台帳も残っているのがありまして、それにやはり国有地として正規の売買によって取得されたものとして登記されておるわけですね。そういう証拠があるわけでございます。それで、そういうことから考えまして、当時同じような時期に同じような軍の体制のもとにつくられた飛行場でありまして、われわれとしては同様に正規の手続により買収されたものと考えておるわけでありまして。それと、先ほど来申し上げております、その本島について行われました土地所有権認定作業というものがに基づきまして、日本政府の所有地としての証明書が交付されておるわけでありまして。で、われわれとしては、復帰時に当然それに基づいて国有財産として引き継ぎ、それで現在国有財産台帳に

載せ、管理しておるということでございます。もちろんわれわれとしても、本島につきましてもなお物的資料なりその他のいろいろ証拠の収集に努力しておるわけでございますが、現在のところはいわゆるたゞいまおっしゃいましたような売買の証書とか、代金の受領証というような直接的な物的資料は本島については消滅してしまつた関係上、現在見つかからない状態にあるというのが実情でございます。

○大塚喬君 あなたは、その土地の認定というところを政府がすると、こういうことを大変軽々におっしゃいますが、その問題で改めてお尋ねをいたします。

政府機関という権力を持つものが、土地の所有権を認定する、このことが、これは土地の所有権の創設——いいですか、昭和二十六年四月一日ですよ、そのときには、先ほど申し上げたように読谷関係の村民は、沖繩の北部の方に復帰を許されぬで押し込められておった。それから、名古屋やあるいは大阪の方に徴用されて、そして帰ることができない、そういう人たちがたくさんおった。それから徴用者の一部の中にはハワイやブラジルの方に移住をされておった方、そういう方がたくさんあつたのにもかかわらず、町村長の認定——この認定という言葉、簡単にあなたおっしゃるけれども、日本政府という権力のある機関が、この所有権を政府機関だからといって創設をしてよろしいのかどうか、そこをただ、その点にしばつてはつきりひとつ御答弁をいただきたい。創設ではないですか。

○政府委員(吉岡孝行君) ただいま申し上げました沖繩本島におきます所有権認定作業というものは、日本政府が行つたものではございません。これは米民政府時代に、琉球政府のもとにおいて各市町村なり土地所有権委員会というものが調査し、それで各市町村長が証明書を交付しているわけでございます。それで、いろいろ当時地主の方々が必ずしも現地にあらなかつたというお話であります、それにつきましては、いわゆる当時

の村なり字の關係者が調査した上国有地であるというものを国有地として認定し、所有者が不明なものは所有者不明土地としてはつきりそこで区分されておるわけでありまして、所有者がわからなかつたから国有地にしたというふうには考えられないわけでありまして。当時の地元の市町村の關係者がいろいろ調査して、その結果市町村長から証明書が交付されておるわけでありまして、それぞれ当時の市町村の所有権委員会の調査の際、当然その辺の実情は当時としてはできる限り調査して、その結果その証明書が交付されたといわれればそれは考えざるを得ないわけでありまして。

それで、先ほど申し上げましたように、この辺はむしろ法務省の方から聞き願うというわけでありまして、その所有権認定作業の結果、新たに戦後沖繩の土地の登記簿というものが作製されたわけですね。それでその登記簿につきましては、先ほど来申し上げておるように、復帰時の法令によりまして、本土法令の相当規定による登記簿とみなすという規定が置かれておるわけでありまして。そういうことで、沖繩本島におきます土地の所有権関係の秩序というものは、そういう復帰前の所有権認定作業というものが基づく所有権証明書、それに基づいて登記というものが基礎になつて復帰後に引き継がれておるわけでありまして、われわれとしては、国有地につきましても当然同じような制度のもとに行われたそれぞれの土地所有権証明なり登記というものを尊重して、それを引き継いで国有財産台帳に掲載しておるということでございます。

○大塚喬君 質問と答弁の趣旨がかみ合いません。一つは、まあ琉球政府が昭和二十六年四月一日に認定をしたと、こういうことですが、その認定というところが、法的に即所有権だと、こういうことにこれは直接的につながるものですか。具体的に、琉球政府がそういう所有権を仮に創設したと、昭和二十六年四月一日の段階で、そうなつた場合に、その台帳に引き継ぐ場合に、これは当然その問題についてこういう重大な疑義が起きた場

合ひもなく、ともかく地上の耕作料に対する補償、移転料、こういうものだけを渡して、もうすぐ、実際はもうその金を渡す前に飛行場の建設作業が始まっておったわけですね。そういう経過を先ほどお話し申し上げたわけでありまして、同じくその時期に八重山でつくった飛行場は、あなたの方ではその領収証なり売買契約書なりがあると、こういうお話であつたわけでありまして。そうだとすれば、この読谷飛行場についても、国の少なくとも台帳なり予算の支出項目の中に、読谷飛行場の、先ほど申し上げました膨大なその土地に

対して、六十五万坪だったでしようか、ともかく、少なくとも相当の金額のいわゆる土地買収費の支払いが行われておるはずであります。ですから、私は何度か確認したように、売買契約書はあるのか、それから予算支出をした、こういうことと支払いの事実があるのか、それらの領収証があるのかどうか、そういうことを念を入れてお尋ねをいたしておるわけですが、そういうことについては、片方の方はあるんだと、沖繩にはないんだと、こういうことばかり繰り返されて、国が合法的にこの土地の所有権を個人から移したという何らかの納得する証明も一つもなされてないではありませんか、いかがですか。

○政府委員(吉岡孝行君) 繰り返したてはなはだ恐縮なことでございますが、本島につきましては、とにかく戦火によりましてそういう土地所有権関係の登記簿とか、その他の公的書類一切、それから軍関係の書類というものが一切消滅しておるわけでございます。そういうことで、本島においては、そういうことを直接立証する物的資料はないわけでございますが、先ほどのように、その戦火を受けなかった宮古とか八重山につきましては、その売り渡し証書なり代金の受領証というのが相当数収集されており、終戦前の当時の国有財産台帳も残っているのがありまして、それにやはり国有地として正規の売買によって取得されたものとして登記されておるわけですね。そういう証拠があるわけでございます。それで、そういうことから考えまして、当時同じような時期に同じような軍の体制のもとにつくられた飛行場でありまして、われわれとしては同様に正規の手続により買収されたものと考えておるわけでありまして。それと、先ほど来申し上げております、その本島について行われました土地所有権認定作業というものがに基づきまして、日本政府の所有地としての証明書が交付されておるわけでありまして。で、われわれとしては、復帰時に当然それに基づいて国有財産として引き継ぎ、それで現在国有財産台帳に

載せ、管理しておるということでございます。もちろんわれわれとしても、本島につきましてもなお物的資料なりその他のいろいろ証拠の収集に努力しておるわけでございますが、現在のところはいわゆるたゞいまおっしゃいましたような売買の証書とか、代金の受領証というような直接的な物的資料は本島については消滅してしまつた関係上、現在見つかからない状態にあるというのが実情でございます。

合、そのことについて疑義が起きた場合に、それに伴う調査をすべきではないですか。

それから、先ほど八重山の飛行場の問題については、旧軍が戦争が済んだら旧地主に返還をする、こういう約束をして片方は返還をされておるわけでありまして。そういう約束が、これはもう当時の関係者のだれの口から聞いても、一人も例外なしにそういうことは確かに聞かされておりますと、こういうことを言っておるわけですが、あなたのような答弁については一言も触れられておりません。そこをひとつ、ともかく国が個人の所有権を強奪して国有財産台帳に載つたからこれはもうだめなんだと、そういう居直った態度でなくて、ひとつ謙虚にこれらの問題についての国の態度を、少なくとも法治国家である日本のその方のいわゆる責任者でありますから、その点についてはひとつ虚心坦懐にお聞かせをいただきたい。誤りをどこまでも表に出すことなしに自分の責任を回避しようとして、そういうようなことでなくて、ひとつこの問題に関して答弁をいただきたいと思

います。

○政府委員(吉岡孝行君) 先ほど申し上げました戦後における所有権認定作業というのを、それによりまして所有権が新たに創設されたというふうにお受け取りになられましたようで、その辺、私の説明がちょっと正確でなかったかと思ひますが、これは所有権認定とか確認作業と言われるものでございまして、いわゆる終戦前からの土地所有権関係を、いろいろな登記簿とかその他の公的書類が滅失してしまつたので、戦後新たに確認するために行われた作業でございまして。その確認の結果、ただいま問題になっております読谷飛行場につきましても、これは日本政府の所有地であると確認されて所有権証明書が交付されたということとでございます。

それから、先ほど八重山につきましても、何か戦時中、戦争が終わったら返す約束のもとに返されたという土地があるというお話でございましたが、これは八重山ではございまして、当時、こ

れは西原飛行場のお話ではないかと思ひます。この西原飛行場につきましては、国有地が返還されたというのではなくて、先ほど来申し上げました所有権認定作業の経過において、これは国有地でないという認定の結果国有地になってないということとございまして、返還されたとか、そういう関係の問題ではないわけでありまして。所有権認定作業の結果そうなるというところでござい

ます。

○大塚喬君 あなたのおっしゃることは、その町村長が認定書を出したと、このことを話の一切の基礎にされておるわけですね。その市町村長の認定書、そういうものが一体、土地の所有権というものが即国の力だから変わることができると、あなたのお答えはそういうことですよ。それなら、現に千七百五十筆という土地が現存して、現在もそれらの関係者のあちらこちらに、あそここの土地はだれさんの土地だ、そうだ、あそこにはだれさんの宅地があつて、それからここにはだれさんの畑があつたとか、相互にそういう確認する土地が、もう千七百五十筆の中にほとんど全部そういう土地が残つておるわけであり

ます。ですから、あなたがそういうふうな強弁をされるなら、この一千七百五十筆余りのこの土地が、少なくともその一部分について売買契約書があるべきではないですか。この売買契約書があるなら、その一部でもいいからひとつこの委員会に、審議のうえに必須条件として必要ですから、その売買契約書が一通でもあつたら出してください。お願いいたします。

○政府委員(吉岡孝行君) 国有地につきましても、何もわれわれとしても、国の権力に基づきまして何が何でも国有地でないものをあくまでも国有地としてがんばるということではないわけでございます。むしろ、いわゆる沖縄本島における土地の所有権関係の秩序というものは、すべて国有地に限らず民有地、公有地を含めまして戦後における所有権認定作業を基礎に、それをもとにしてつくられてきた登記というものがもとになって出発して

おるわけでありまして。それで、それについていろいろ異議あるものについては、それぞれの証拠なり何なりをそろえて、所要の法的手続を経ていろいろその問題が解決されていくわけであり

ます。われわれとしても、ですからいろいろ関係の資料の収集にさらに努めておるわけであり

ますが、二カ字の皆さん方は、その字には帰つてもよろしいと、こういうことで、その他の方々は軍布告あるいは軍令によって捕虜収容所みたいなところに大部分収容されておつたわけですね。それから大阪や名古屋においでになった方、あるいは沖縄の土地の所有権があつてブラジルやその他南米諸国、ハワイ、こういうようなところにおいでになつた方、それから戦争でたくさんの方が亡くなつた方、そういう方の分については、それらの立ち入りもできない米軍の使用の軍用地、こういう中に出されたその認定書、こういうものが即日本政府として日本政府の国有財産台帳に載せる、そういう国の所有権、こういうものに短絡的に移つて、これが合法的なものかどうか、法務省としての見解をいただきたい。

いまお聞きのように、私は千七百五十筆余りの土地があつたと、その土地について一通も売買契約書がないし、土地の売買の領収証も持つておらない。予算の支出の項目について、昭和十八年から十八年、どういふ予算の款項の中で、どれだけの費用が沖縄の読谷飛行場建設買収費用のために出されておつたんだと、こういうことの数値が明快になるならば、私はそれらの問題について国が、次長が主張されるようなそういう法的な根拠のその根拠がなくて、単に国有財産である、といういうことを繰り返して主張されておるといふことについて私自身も納得できませんし、所有権者、当事者、こういう人たちが納得できない話では当然だろと思ひます。これらの問題が、戦後三十二年もの長期の期間にわたつて国がそういう土地を占有し続けてきた、その使用されたあげくに国が所有権を強奪したようなこと、それで所有権の創設、こういうことまで発展することについて法務当局の見解をひとつ明快にお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(塩崎潤君) 私もただいまの土地所有権に関しますところの御議論を拝聴いたしております。沖縄の特殊事情に基づきますところの法

法律技術的な問題でございますので、民事局長からは法律関係につきまして御説明をさせていただきたいと思ひます。

○政府委員(香川保一君) 経緯は先ほど来御議論のありましたとおり、以前にまあわが国の施政権の及んでいない琉球政府がその法令に基づいて所有権の確定作業をやったわけでございます。それに基づいて民有地、国有地を問はず申請によって登記所が旧土地台帳を作製いたしました。その際に市町村長の所有権認定証明書とあり登録したわけでありまして、したがって、沖縄復帰に際して、わが国としましては当然琉球政府が法令に基づいてなされた作業でございますので、まあそれを尊重するのが当然のことだろうと思ひのであります。したがって、登記簿にいたしましてはもそのまゝの形でわが国の登記所が引き継いだということに相なるわけでございます。

で、まあ一般論として申し上げますと、これは民有地、国有地を問はずのことでございますが、現在の登記簿、技術的なことでちょっと細かな話になりますけれども、登記簿には表題部、甲区、乙区というのがございまして、これが一組になって一つの登記様式になっているわけでございます。現在沖縄の登記簿の中には、国有地は恐らくそれだろうと思ひますけれども、この表題部だけがつかられておりまして、いわゆるその所有権の保存の登記がされていないものもあると思ひのであります。そういう表題部だけがつかれていて、つまり所有権の保存登記がされていない不動産につきましては、その表題部に市町村の固定資産税の徴収のための、つまり納税義務者を特定するために所有者を記載してあるわけでございます。この所有者の記載は、当然登録するときには登記所におきまして資料を出していただいて所有者を認定して登録するわけでございまして、問題の土地は、以前に出された所有権認定証明書というもので琉球政府が登録したわけでございますけれども、それをそのまま引き継いでいるわけでございます。そういう状態のときに、現在のわが国の登記

記法の扱いでは、表題部に書いてある所有者は実は間違っているんだというふうな場合にそれを訂正する手続があるわけでございます。この訂正手続は、現にその所有者として表題部に書いてある人が、まことにこれは自分のものでなくて、甲野太郎なら甲野太郎のものだということを承諾しておられるような場合には、これは問題ありませんのでそのとおり訂正をするわけでございます。でも、もしもその表題部に書いてある所有者と真実と称する所有者との間で所有権の帰属について争いがあるというふうな場合には、これは登記所が断定的にだれのものだということを認定することはいささか不都合でございますので、そういうときには、結局のところ裁判所におきまして所有者がだれだということの判決をしていただく、その判決に基づきまして所有者を訂正する、こういうふうなことになるわけでございます。したがって、仮に現在登記簿に国有地というふうになっておるものも、自分のものだということを主張する方が、相当のまことにそのとおりだという認定資料を提出して、そこで財務当局がこれは国のものでないというふうな判断される場合には、いま申しましたような登記所限りの訂正の手続ができる。ところが、それだけの認定資料がないというふうなことになるますと、財務当局においても、そういう申し出があるからといって、簡単にこれはあな

たのものだと言うわけには恐らくまいらぬと思ひのであります。結局のところは、裁判所において所有権の帰属を判決で決めてもらう、それによって登記所の方は所有者を訂正する、こういう手続になるわけでございます。したがって、登記簿の表題部に所有者として登記されておりましたも、それが争い得ないいわば確定的な所有者というふうな意味合いは一つもないわけでございまして、争ひの余地は十分法的には残っておるわけでございまして。

○大塚喬君 強引に国の所有権だと、こういうふうにもう強弁をされる形でなくて、裁判やったらどうか、そういう手続もありますよと、こういうこ

との筋道、それはごもっともと思ひます。私も、ですがね、今度は一方、国が先ほど申し上げたように所有権を証明する何物も現存しない。それから証人に聞いても、そういうことについて私はどなたか、具体的にいつどこでだれがどういふ証言をしたのかというところをお尋ねしたんでなければ、そのことについてもお答えいただけません。

で、この民法関係について重ねてお尋ねをいたしますが、現在国有財産台帳に載っておりますのは二十四筆、二十四筆になっておりますね。私が調査をしたところによれば、国有財産台帳は二十四筆にまとめられておる。法務省にお尋ねをいたしますが、国有財産台帳に記帳される、こういう場合には、当然その以前の所有権の問題についても記載されなければならぬはずだ、私はそういうふうな理解をいたしておるわけですが、現実、昭和十八年当時一千七百五十筆余りの土地があった、その土地が昭和二十六年四月一日になったら二十四筆になっておった。こういうことになるとすれば、この土地の合筆登記、これの手続がなされなければ一千七百五十筆の土地台帳が二十四筆にまとめられるはずはないんだと、私はこういうふうな理解をするわけですが、そういう完全な手続が、一初めひとつ大蔵省いいですか、一千七百五十筆が二十四筆に合筆された、こういう証拠がございまして。

それからもう一つ、そういう手続がなされておる、こういうものならば、一応法務当局としても、これらの問題についての法的な根拠が一部明らかになされた、こういうことになると思ひわけですが、私がそういうことを申し上げるのは、実際にそういう裁判を当然やらなければならぬ人の中に、たくさん死亡者も戦死者も出ておる。ハワイやあるいはブラジルなどにたくさん行っている方もいらっしゃる。こういう現状の中で、裁判という法的に許される、こう言うことは実情に全くそぐわない。そういう法的なお話をいたして、それらのことは現実には不可能だということの中から、私は、この国会で正規に物的な証拠を相互に出していただいて、そしてこれらの問題の決着を進めよう、こういう念願のもとにいままで質問を続けてきたわけです。

一連の私の発言に対して、初めに大蔵省から、その次、法務省から御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(吉岡孝行君) ただいま、旧読谷飛行場の国有地が現在二十四筆になっておるといふお話ですが、これは先ほど申し上げました、戦後における所有権認定作業の結果の所有権証明書が、各地番ごとに発行、交付されておる、その所有権証明書に於いて二十四筆に登記されておるといふことでございます。

○政府委員(香川保一君) 戦争で土地台帳、登記簿が全部焼失いたしましたので、従前何筆になっておったかというふうなことは一切わからないわけでございますが、したがって、先ほど申し上げましたように、昭和二十六年の市町村長の認定作業に基づきまして、申請があった都度それに基づいて土地台帳をつくっていったわけでございます。で、したがって、それが果たして、戦前における何筆を市町村長が一筆として認定したのかどうかというところは一切登記所ではわからないわけでございます。

それと、一つ国有地が問題になっておりますので申し上げますが、終戦前におきましては、御案内のとおり、国有地につきましては土地台帳法の適用がなかったわけでございます。したがって、土地台帳には国有地は登録されておりませんでしたが、厳密な民有地における筆というふうなもので、実は国有財産台帳限りのものであったわけでございますけれども、その辺のところがいま御議論になつておる問題とどう絡むのかちよつとつまづかかいたしませんけれども、そういう関係にあったことだけつけ加えて申し上げておきます。

○大塚喬君 重ねて法務省にお尋ねをいたしますが、いままでの議論の経過で、国として、国有地として現在所有権を保持する、そういう根拠が何

一つなかったという事は、いま何度聞いてもこれは昭和二十六年四月一日の市町村長が発行した認定書、この認定書が出された時代的な背景、当時の沖縄の現況、こういうものは、お考えいただいただけでもわかると思うわけですが、そういうことが、ここで提出をされない。そして、その後の合筆やなんかの系統についての資料もあるかと、こうお尋ねしたところが、そういうものがないという事で、これらの関係をこれは法務省として現地調査をし、それらの実情を把握の上に、国としての合法的な強奪をしたようなそういう土地の所有権を、今後永久に国が守り抜くんだと、こういうことを法務省としても至当とお考えになるのかどうか。そこをひとつ法務省の見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(香川保一君) 先ほども申し上げましたように、やはり一般論としては、琉球政府が法令に基づいてなされた作業の結果でございますので、一般論としては当然それを尊重するのがあたりまえのことだろと思うのであります。ただ、個々のものにつきまして、その認定作業の経緯等から考えまして非常に疑問があるというふうなもののにつきましては、改めていろいろの資料を収集するなりして、再度それを確認的に所有権の帰属を決めるといふようなことは、これはちつともやっておかしいことではないわけでございますし、財務当局も恐らくそういう疑問が非常にあるものについてまで、これは絶対固有地だといふようなことを考えておられるわけではないわけでございます。

ただ、市町村長の証明というものが、これは土地の所有権の帰属というものは、やかましく言えば神様の目からしかわからないものでございまして、しかし、いわば琉球政府が法令に基づいてやられたことというのは、頭からこれは信用置けないものだといふふうに考えて処理するというのはいかがなものかと思うのでありまして、やはりそれを基礎にいたしまして、それを覆すと申ししますか、疑問が生ずるいろいろの資料がありますれば、改めて認定をやりかえるというふうなことは当然すべきことだろと思うのであります。

○大塚喬君 私、いま正当なものであれば、こういうふうな仮定の答弁があったわけですが、この昭和二十六年四月一日の村長の認定書、ともかく現実にはない人がたくさんいたわけですから、そういうものが正当なものであるかどうか、これはもう一村挙げていまこの問題の解決のために、この土地の返還を要求して立ち上がっておるわけでありまして、ですから、そういう事情の中で、ともかく私がここで重大な疑惑がある、国の所有権、こういうことについて訴えをいたしたわけですから、法務省としてはこれらの問題について速やかに調査をされるお考えがあるのかどうか、そして事実関係の正当性、そういうものについて調査をされるお考えがあるのかどうか、その点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(香川保一君) 法務省といたしましては、さようなお説のような調査をする権限がないと申しますか、所管のことではないわけでございますが、やはり所管の財務局と民間の間で、そういう所有権の帰属をめぐるいろいろな争いがございまして、法務省といたしましては側面的にできるだけの協力はいしたしまして、円満に申しますか、妥当な解決をやられるようにしてございまして、協力はいたしたいと思ひますけれども、法務省が独自の権限で調査して決めるというふうなことは、ちよつと所管としてはできないことでございます。

○大塚喬君 大蔵省にお尋ねをいたしますが、あなたの答弁、いままで大分居直った形での答弁を続けられました、ここまでの経過に至る大蔵大臣あるいは総理大臣、こういう方の答弁とあなたの答弁は食い違いはございせんか。

○政府委員(吉岡孝行君) たしかこれは衆議院の予算委員会であつたと思ひますが、この問題が御審議され、大蔵大臣、総理大臣からも答弁されておるわけでありまして、それで、その際、まあいろいろさらに調査してみても、現在の固有地であるといふ、それを覆すいろいろな証拠があれば、それは正すべきは正すというふうに答弁されておると思ひます。で、私も先ほど来申し上げておるうちに、何が何でも一たん固有地になつておるから、新たないかなるこれを覆す証拠が出てきてもそんなのは受け付けない、こう申し上げておるわけではございせん、先ほど来民事局長の方から答弁がございましたように、ですから、現在の固有地としてなされております登記を覆す物的資料、明らかにる物的資料が提出され、所要の系統を経て、これが固有地でないということになりますれば、われわれとしてももちろんこれを固有地でないことにして国有財産台帳から落とすといふことは当然だろと考へます。ただ、それは要するに、はっきりした証拠に基づいて所要の法的系統を経てなされまないと、固有地を管理する者としては、単にそういう地元の声があるからといつてそういうふうにしたすわけにはまいらぬといふことを申してゐるわけでございます。

○大塚喬君 人の土地に居座つて、人の家に居座つて、文句があるなら具体的な資料を持ってきなさいと、国がですよ、そういう傲慢不遜の態度で日本の国政を、そしてこの問題の解決を、のほほんと構えておられるその大蔵官僚の皆さん方の私はそのセンスに重大な不満と疑惑を持つもので、ともかく、前回の予算委員会での答弁では、速やかに調査をすると、こういうことを大臣は答弁をされておるんですから、具体的にどういふ調査をされたのか、その調査の結果をひとつここではっきりお聞かせいただきたい。

○政府委員(吉岡孝行君) この関係の調査につきましては、復帰後、まあ昭和四十八年当時より実施しておるわけでございます。ただ、先ほど来申し上げておるうちに、本島につきましては、その物的資料というものが戦火によって滅した関係上余り収集されておらないわけでございます。ただ、われわれとしてもさらに今後調査を続けるといふことで、衆議院の予算委員会であつた御質疑が行われた後、いろいろ担当課長を現地に派遣

しまして、さらに現地の総合事務所の財務部に対して、こういう点をさらに詳しく調査する、それから、こういう当時のいわゆる所有権認定作業といふものが新たないろいろな問題になつておりますので、その後それに関係されました当時の琉球政府の関係者等の意見もさらに聞いて、なお調査を進めるといふことをいろいろやつておるわけでございます。ですから、文句があるならそちらから出せといふような決して居直つた態度でおるわけではございせん。こちらの方としてもその後なお調査を続け、はっきりした資料があればそれに基づいて訂正すべきものはするといふ態度でおるわけでございます。

○大塚喬君 私が申しておるのは、個人個人のその日その日の生活に追われておる沖縄の読谷村民の人たち、こういう人たちに、全部一切合財資料を用意してそれで持つてきなさい、そしてたら国がそれがもつともだといふことならあなたの方に返しますよと、あなたの答弁は一貫してそういう態度で終始されておるわけですか、これらの問題について、ですから私がもうしつこく再三にわたつて、それらの国の所有権を証明する手続なり文書なり予算関係なりあつたら出してくださいと、こゝろ言つておつて、それに対してあなたは一つもそういう具体的な答弁を私にいただけなかつたわけでありまして、ですから、その担当課長を派遣した、沖縄の開発庁にあるいはおいでになつたかも知れませんが、一体どなたがいづ沖縄においでになつて、どういふ作業をされて、そしていま私にお答えいただくような答弁をされておつたのか。これから先、この問題、私が国会でこれだけ熱心に、国の所有権問題について重大な疑義がある、これは沖縄の読谷の村民の皆さん方の所有権が依然として残されておる、そういうことを指摘した、そういうことに対して国としてどういふ措置をもつて、そういう沖縄の県民の、読谷の村民の要望におこたえをされるのか、そのところ、誠意ある国の態度をこの件に關してひとつ最終的なまとめをお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(吉岡孝行君) どうも私の言葉が足りないためか、依然として何か大蔵省は居直った態度でおるといふ言葉であります。先ほど来申し上げていますが、決してそういうことではございませんで、何分にも土地の所有権の關係の問題でありますので、われわれとしてもいろいろ資料の収集にさらに努力し、はっきりした資料を得ればその正規の手続を経て訂正すべきものは訂正するという気持ちでおることは間違いないわけでございます。それで、その後現地に行きました担当課長がこの席に見えておりますので、何でもしたら担当課長の方から、どういふ話を當時どこでこと打ち合わせしてきたというふうなことをお答えさしていただきたいと思います。

○大塚喬君 今後この質問に対して、この重大な疑惑に対して国がどういふ積極的な措置をされるのか、そのところを重ねてもう一度お答えをいただきたいと思います。どうするつもりですか、この質問だけで、これでははばり投げる考えですか。

○政府委員(吉岡孝行君) 先ほど来申し上げましたように、担当課長をさらに派遣しまして、いろいろ沖縄県なら総合事務局なり、それから防衛施設庁、施設局の關係者とも打ち合わせをしておるわけでございます。それで、いろいろ従来も資料の収集に努めておりますが、今後さらに法務局關係等の協力も得まして、いままでは主として戦争中における旧軍の売買を証明する書類を収集するというところを中心に行ってきたわけでありまして、いろいろさらにその土地所有権、戦後行われた土地所有権認定作業というものについて、いろいろ疑惑が出てきているということもありまして、その土地所有権認定作業に従事した村なり字の委員、司法書士等について、当時の事情聴取なり關係資料の収集ということに重点を置いて、さらに調査を進めたいと、こう考えておるわけでございます。

○大塚喬君 さらに事情を調査したいと、こういうお答えですが、上の方の直接關係者でない各官庁の機関、こういうところだけ行って、それでも

う事終われりということでお帰りになつたので、この問題の解決はこれは永久につきません。現地に行つて、もう十日でも十五日でも泊まり込んでいただいて、そしてそれらの關係者と十分にお話していただく。それから、当時の大蔵省ですから會計諸帳簿、こういうものをお調べいただければ、その台帳なりあるいは証憑書類なり、土地の売買した代金の受領証なり、こういうものが必ずあるはずで、そういうものがあつて、あなたが国有地だといふ根拠を国会のことで証明いただくなれば、これらの問題について一番早い解明につながるものと思つておるわけですが、そういうものが無い限り、現に沖縄の關係者の全員が、地主の關係の皆さん方が、これは土地の代金は受け取つておらない、受け取つたのは青作の補償料であるいは移転費、こういうものは確かに受け取りました、こういうことを言つて一人の例外もないのですから、そこらの問題をひとつ国が誠意を持つて、国が違法に個人の所有権を強奪するやうな、そういうことはこの日本の国の行政の中であつてはもう万々ならないことだと思つたので、この点についてひとつ速やかに、その調査の結果、そして國がとるべき措置、こういうものを本委員会にひとつ期日を切つて、いつまでに答弁をいただけますか、そのところを明確にしてください、私の質問を一応終わりたいと思つたので、この件に關しての質問を終わります。

○政府委員(吉岡孝行君) 先ほど来申し上げておりますように、沖縄本島につきましては、戦火によりましていろいろ資料が滅失しておるわけでありまして、そういうことで、さらにいろいろ申し上げましたように、關係方面に当たつて資料の収集に努めることにしておるわけでありまして、それをいつまでにと言われましても、事柄の性格上……

○大塚喬君 誠意がないよ、そんな返事では。○政府委員(吉岡孝行君) なかなか約束できないわけですが、われわれとしても十分誠意を持って、努力してこれを調査を進め、その証拠に基づいて所要の措置を要するものについては措置をし

ていくと、こういうふうにお考えいただきたいと思つた。○大塚喬君 この件に關しては後ほど大臣の出席をいただいてから。(保留)と呼ぶ者あり)○委員(長増原憲吉君) これにて午後七時まで休憩いたします。

午後六時三十分休憩

午後七時十分開會
○委員(長増原憲吉君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、沖縄県の区域内の駐留軍用地等に關する特別措置法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は御発言を願います。

○大塚喬君 先ほどの読谷飛行場の所有権の問題に關して、法務大臣、それから大蔵大臣、この両大臣の出席を願つて、この問題の最終的な決着をつけて次の質問に入らうと思つたわけですが、どちらも出ておらないので、一体、政府がこの国会審議に真剣になつて参加をされておるのかどうか、私はそういうことに對して政府全体の誠意が全くこの委員会に對して示されておらないものと、そう受けとめざるを得ないものでございまして、重要な法案の審議ですから、どんなことがあつても、その出席をいやがつて診斷書を付して委員長のもとに送付をされて逃げを打たれる。少なくとも、日中ずつとおいでになつていただいたその大臣が、十分、二十分の時間の都合つかないなどというの、政府が無責任きまりない。そういう態度でこの本委員会の審議を輕視しておると、こう見ざるを得ないものですから、あえて初めにそのことを政府当局關係の皆さん方に忠告をいたして、速やかなる善処を要望いたすものでございまして、もし、この質問中に大臣の出席がいただければ、それらの問題の質問については保留をして、明日でもひとつぜひひいままの問題に關する質問の決着をつけたい。(決まった日にやれば

いいじゃないか)と呼ぶ者あり)それは失礼、失言。ともかく決まった日にひとつ改めて質問をさせていただきます。

で、先ほどの法務省民事局長の答弁で、少し現地の実情と食い違つた点がございまして、この点一点ひとつ改めて民事局長から見解をいただき、そしてそれに関連をして、大蔵省のこれは理財局ですか、理財局長次長ですね、あなたからまたひとつ御答弁をいただきたいと思つた。

先ほど民事局長の答弁の中で、最終的には裁判で決着をつけたらどうかと、そういう一般論的な答弁をいただいたわけでありまして、ところが、これはあなたのお言葉の中に、まさに現状の裁判所の、いままでの所有権問題に關する裁判、こういうものを法務省の最高の責任者である大臣、これはぜひ大臣にお聞きしなければならぬ、この現状と全く反する御答弁をなさつておるわけでありまして、通常、土地の売買、主として所有権の移轉の証明、こういうものは買主側にあるのではないですか。それを、國の方が村民に、その証拠を提出を求めてこれらの問題の決着をおくらしておる。この民事局長が村民にこの証拠の提出を求めている法的な根拠は、一体何に基づいて民事局長はそういう答弁をなさつておるのか、ひとつこの点についてお聞かせいただきたいと思つた。

現実には公簿なり公図なりというものが喪失したり、あるいは戦争で軍によつて埋められてしまつた、そういう証拠物件が現存しておらないもの、提出を要求する。これは権力も組織もない、そういう人たちにとつて余りにも過酷な民事局長のお考えではございませんか。読谷の村民にそういうできないものを民事局長が要求するといふことは、これは民事局長自身が権力の横暴を読谷の村民に押しつけるものではありませんか。で、一般的な法律の構造、これは土地の売買の争いがあつたときに、買主が自分で買ひ受けて所有権を得たとき、こういう主張を通すためには買主としてその買ひ取つた事実、売買代金、それを支

上げた時目、そういうことについて主張し立証する必要があるというのが、これが法的な所有権に関するたてまえではありませんか。売り主側は売ったという、そういう事実はありませんよと、この否認するだけでこれは裁判というものは成り立つ。所有権を移転した、移転された、こういう者にこそ立証の責任があるのではないですか。そうすれば、国が所有権を主張する、こういうことになれば、私が先ほどから要求をいたしておりました、確かに所有権を国のものにしたという買い受けの事実、買収の事実、こういうものの証拠物件を国がそろえて初めてこれが法的に根拠を有する。そういうものをあえて権力を振り回して、権力もない、組織もない、財力もない、そういう読谷の村民の皆さん方に国がそれを要求するなどというのはいまのことと過酷な、私は国としてとるべき道ではないのではないかと、こういうふうに考えるわけであります。基本的に自己の所有に帰すべき、そういう主張を国がされるならば、それだけの立証を国が明らかにして、そしてこの問題についての決着をつけるべきだ。このことはやっぱりその最高の責任者である法務大臣と、特に国有財産を管理しておる大蔵大臣から明快な答弁をいただかない限り、これらの問題の決着も、今後の進展も一切あり得ませんのですから、これは後ほど出席いただいて、直接大臣から答弁をいただくことにいたしまして、いまの民事局長、それから理財局長の次長から、いま重ねてお尋ねいたしました件について答弁をいただきますように要求をいたします。

上げたつもりではないわけであります。ただ、一般的に、ただいまの御質問のその主張責任あるいは立証責任の問題、これは一般論として申し上げますと、現に公簿に国有地ということで登記あるいは登録されておるその所有権の関係を争う場合には、争う側で訴えを提起するというのがこれは本筋でございます。ただ、その場合に、もともと本件の読谷の問題は、飛行場建設ということで、旧地主から買収したということによる国有地ということの経緯でございますので、したがって、その場合に、裁判所がその具体的な事件の処理として、現在の登記簿あるいは国有財産台帳に国有地となっておるその経緯が、まさに琉球政府のもとで、その法令に従ってなされた市町村長の証明書が唯一の——唯一と申し上げてはあれでございすが、それが主たる資料でございますので、その資料の市町村長の認定作業そのものについて、どういう経緯でされたかというふうなことが当然問題になるわけでございます。それが裁判所の目から見ても、まあこれはそう断定するわけじゃございませんが、仮に非常にずさんなものであるというふうなことでありますと、事実上のその立証責任の転換というふうな問題が、具体的な訴訟手続で生じてくると。そうなりますと、国の方は買収したということとを国の根拠にしておるわけでございますから、その関係の立証責任が生じてくる、かような経緯になるだろうと思うのであります。これはしかし、具体的な訴訟の手続の中におきまして、いま申しましたような琉球政府におけるその市町村長の認定作業そのものについて、それを国有地の有力な資料とすべきでないというふうな考えられる場合のことでございます。具体的にそのようなことになるといふかはたまたま断定すべきこともございませぬし、やはり私どもの立場といたしましては、琉球政府の法令に従ってなされた作業そのものはやはり尊重すべきだという考えであるわけでございますが、そういった構造になるわけでございます。是非でもその旧地主の方から、自分の所有権が現にあるんだとい

うことを証明しなければ、絶対に裁判手続に乗らないというふうなことを申し上げておるわけではございません。

○大塚藩君 大蔵省。

○政府委員(吉岡孝行君) ただいま法務省民事局長の方から御答弁がございましたとおりでございます。して、われわれとしましては、もちろん裁判の場において、これは国有地とすべきでないという判断が下れば、これを国有財産台帳から落として国有地でなくするということは当然なことでありま。それで、先ほど来申し上げておりますように、復帰前、戦後行われました所有権認定作業なり、それからいろいろ、直接的な物的資料ではございませんが、関係者の証言なり、それから戦火を受けなかった宮古なり八重山等で収集されました資料等から、われわれとしては正規に買収された国有地である、こう判断し、それから先ほど来申し上げておりますように、その復帰前の登記をそのまま引き続いて復帰後の登記と、こうされておるわけでございますから、いろいろそれを覆す、もちろん必ずしも旧地主の方から出してもらわなければならないということじゃなくて、われわれの方も先ほど来申し上げておりますように、大いに誠意を持って調査を進めているわけでございます。その結果、国有地でないという明らかな証拠が出てまいりますれば、当然これを国有地から落とすということは当然でございます。

○大塚藩君 先ほどから、ただいまの御両者の答弁に關して重大な偽りがその中に隠されておる。まあ偽りという言葉が適當かどうかはわかりませんが、真実の事情に即したそういう答弁とは受け取り得ない、そういう事情がございします。

で、民事局長に重ねてお尋ねをいたしますが、現地で、この土地の所有権に絡む裁判は現在幾つも行われております。そこで、その他の地域でそういうあれがあって、現地の裁判所関係の各機関のそろってとっておられる態度は、沖縄の場合には、先ほどからの話の中でも明らかのように、公図も公簿も現存しておらない、裁判所としてはそ

れらの事実認定ができない、そして両者にいずれの裁判でも和解を勧告して、そしてそれ以外の例は一つもない、もう証拠のないものばかりですから。そういう現実が、沖縄のこの土地所有権の問題に關する裁判のいままでのそろっての例外なしのそういう経過になっております。そのことの事実を隠されて、一般論として裁判という方法がありまよと、こういうことをおっしゃつても、私の質問に対して、あなたがまじめに誠意あるお答えをいただいたと、こういうことにはなりません。この点に關して、一般論としてはあなたのお答えはやっぱりばかもしれません。それが当然かもしれません。現実には沖縄の場合にはそういうことは不可能だと、こういう事実の上に立つて、民事局長としてはどういうお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(香川保一君) その当事者間で争いが解決しない場合に、わが国の制度といたしましては裁判手続で解決する以外にないわけでございます。その裁判手続におきまして、裁判所が具体的な事案に応じまして当事者に和解の勧告をする、当事者が和解で解決しようというわけでございすれば、裁判所が中に入りまして、いわゆる裁判上の和解ができるわけでございますが、私の立場から、さような裁判上の和解によって解決するのはいささか、司法権の關係でもございしますし、あるいは当事者の關係でもございします。そういうことが一番いいというふうには申し上げかねるわけでございますけれども、これは具体的な事件によって裁判所が和解で解決する方がいいというところで、当事者もそれを了承されるなら裁判上の和解という形で解決する道は当然あるわけでございます。

○大塚藩君 もう一つ、これは法務大臣が出席をいただいてからもう少しそのところを詰めたと思います。理財局長の先ほどの答弁、事実を隠されて答弁をいただいたということがございします。それは、先ほど私は読谷飛行場の跡地の

問題と、西原飛行場の問題を例に出してやったわけでありませう。その事実関係、その当時のバックグラウンド、これが、あなたはそのときに西原飛行場の方は資料があったから返還をしたのだと、こういう答弁をされました。ところがそのときの背景というのは、全く西原飛行場と読谷飛行場の場合には違っておりませう。読谷飛行場の場合は、当時米軍の物資集積所に使用されておりました。米軍が有刺鉄線を張りめぐらして銃剣で日本人の出入を一切厳禁をして、そうして読谷村民の確認を一切認めなかった。確認の方法が全くなかった。そうしてそれらの土地は銃剣と戦車によって引きならされておいて、有刺鉄線の外から読谷の村民がその土地の確認をする、こういうふうなことは一切の手段が失われて、そういう中で読谷の土地確認が行われたわけでありませう。そういう事実を、あなたは私の質問に対して一切隠されて、西原飛行場の方はそれが確認ができたから返還をしたんだと、事実確認ができないというふうな読谷飛行場の場合に、これがその当時の村長からの確認書が出ないから国有地にしたんだと、こういう話の申身の答弁でしよう。そういう事実を隠されて、あなたが西原飛行場と読谷飛行場が相違があって、読谷飛行場は国有地になったんですよ、こういう答弁をされることは、これは本当に私はあなたの誠意に対して重大な疑問を持たざるを得ませう。この事実関係の有無、そして読谷飛行場の地主関係のいわゆる土地の確認、こういう問題についての事実関係を明細に、明快にひとつお答えをいただきたい。

○政府委員(吉岡孝行君) 西原飛行場の問題については、私先ほど資料があったから返還したと申し上げたことではないと思っております。これは返還したわけではなくて、復帰前における所有権認定作業の結果、所有権証明書が、いわゆる国に国有地として交付されなくて、旧地主に交付された。だから、その結果民有地であると確認されたというところでありまして、われわれが資料があったから国有地であるのに民間に返還したという性格のものではございません。ですから、そのように申し上げたつもりはございません。

それから、いろいろ、当時西原飛行場と読谷飛行場の実情がどうであったかという点について、その当時のことを私としては実情は承知しておりますが、いろいろそういう違いはあったのかもしませんが、それが認定作業の結果どのよう影響しているのかということについて、われわれとしてはここでつまびらかにするすべもないわけでございます。

○大塚喬君 いまの理財局長の答弁は、先ほどの答弁と相違いたしております。この問題に關して、先ほどの答弁の速記録を早急にひとつ私のところへ提出をいただけますようにお願いをいたします。

あのね、西原飛行場と読谷飛行場、あなた国有財産だと、国が個人の所有の土地をこう抱き込んで離さないというところをおっしゃっているんですけれども、それらの根拠というものは、いわゆる昭和二十六年、一九五一年四月一日付で発行されている村長の認定書、これを土台にしてあなたはこの国の財産ですと一生懸命抱いているわけですね。そうでしょう。ところが、さっきお話ししたように、私があなたにもう一度わかってもらいたいために言うんですけれども、その読谷飛行場の場合には、当時朝鮮戦争のさなかで、この読谷飛行場の跡が物資の集積所で、ともかく銃剣で日本人が一切立ち入りができない。この土地の認定というのは、その前の段階でその旧所有者の確認、こういうものがあって初めて村長の認定書が交付されたわけですね。西原飛行場の方は、これは自由に立ち入りができるからあそこ木が一本あってあそこ川が流れておったから、あそここのところの川が流れておったから、あそここの道路とあそここの木とこの川との間のここがあなたの土地でしたとね、こういうことで、その周りのそれらを認定するだけのそういう周辺の原点と申しますか、そういう条件があったから西原飛行場の方は村長が出した認定書というものが生き

て、それらの認定書が国の台帳になって、それで素直に村民の人も全部納得をして返還をされたわけでありませう。ところが、その認定をする前の段階のいわゆる旧地主の土地確認、こういうものが、さっき申し上げたように、銃剣と戦車でガラガラと引き上げられて、そしてそこへは一步も踏み入ることができないで、あの朝鮮戦争の凶悪な情勢の中でのこれらの読谷の認定書、あなたがこれら唯一の正当な国有財産の根拠だと、こうおっしゃっているものが、一体みんなを納得させるようなそういう説明になるのか。それから、あなたが繰り返してこれを覆すための資料を出しなさいと、一体その資料というのは何なのか、何をあなたはそのような読谷の村民に求めておられるのか、そのところをひとつ具体的にお願いします。

○政府委員(吉岡孝行君) 戦後の所有権認定作業の行い方につきましては、西原飛行場と読谷飛行場についてはそれぞれ当時の実情が違ってくるから、同じ所有権認定作業、その結果に基づき所有権証明書というものが、片方は信用できるけれども片方はどうだという点につきましては、何分、復帰前のことでありまして、日本政府が直接行った作業ではございませんので、それについてわれわれはそれをどう言う立場に現在ないわけでありませう。その資料も持ち合わせてないわけでありませう。ですから、その所有権認定作業に基づきまして、とにかく復帰前、琉球政府時代に土地の登記しているわけがなされ、それが復帰後引き継がれて、それは引き継がれた登記に基づきまして、それを覆す資料がない限り国有財産としてそれを管理していかざるを得ないという立場にあるわけでございます。

それから、それでは反対の資料は何かと言われ

ますと、それは一概に具体的にどういふものと、こういう資料があればどうだというわけにはまいらないと思ひますし、それこそ裁判、先ほど米法務省の方からお答えありましたように、裁判所においてまさしくそれが有効な資料であると認められるような資料が出てくれば、われわれとしてももちろんそれを採用して訂正すべきは訂正するというところにやぶさかでないわけでございます。

○大塚喬君 ひとつ忌憚らない私の感じをあなたにお伝えいたします。

昔、封建時代に、お上の手数を煩わすなど。あなたのお答えを聞いておる一貫した態度は、私どもが最も嫌悪すべき官僚主義の根本、国の権力をバックにして、そして読谷の村民に対して強圧的に臨もうとしておる態度を、終始一貫あなたは繰り返されておられます。この問題は、やっぱり私は何が何でも大蔵大臣に出席を願って、そして大蔵大臣から、いまの議会政治、民主政治のあり方の中で、国の権力が犯した過ち、こういうものに関して、ともかく最高責任者から明確な答弁をいただかなければこの問題の決着がつかせませんから、この問題に關する質問を留保させていただきます。強く私はそのことを警告をして、私が質問している、そして県民の意思、読谷村民の意思、それをじゅうりんして、そしてその逆さまの権力を振りかざした、そうして所有権を確保しよう、こういうことに対して私はがまんがなりませんから、大変御無礼を省みず歯に衣を着せずにあなたに警告を申し上げた次第です。そういうことはとてもこの問題の決着はつきません。まあいまお聞きしますと、大蔵大臣が病を押して御出席をいただくということですので、いまの問題は、大蔵大臣が御出席の際に決着をつけたかと思ひます。で、この読谷の問題は一応ここで中途にして、次の問題に質問を進めます。私は、先ほど申し上げたように、最近沖縄に三回現地視察を重ねてまいりました。そして四月に沖縄に調査に参りました際には、米四軍の軍事基地、それから日本の陸海空の自衛隊の基地の見学

も、幸いにして外務当局の便宜をいただいて実現することができたわけであります。新聞や雑誌で報道されております沖縄基地の実態、特に私が重大な関心を持ったのは、一体沖縄基地に核の保有があるのかどうかと、こういう問題、さらに在韓米軍、地上軍の撤退に伴って核兵器が沖縄に移される、こういうような問題についても、四軍の弾薬庫、これは一つの弾薬庫に百五十数マイルも幅十メートルぐらいのアスファルト道路がつくられて、百メートル置きぐらゐに地下弾薬庫が建造されておる。それから五百ポンド、二千ポンドというような爆弾が一所に数百発も何十カ所かわからないほど野積みされておる。そういうところは、米軍の関係者は私どもに喜んで案内をしてきて、そういうことの説明をいただきました。私どもが最も関心を持っておったいわゆる核兵器の所在の有無について、もう向こうが初めから終わりまで説明の言葉を続けて、私どもに質問の余地がないように、そして最終的に沖縄に核基地があるかどうか、こういうことを尋ねましたところ、これは情報部長の、四軍ですから、大佐の方でも中佐の方でも少佐の方もおられました。そういう方が、そろって核兵器についてはアメリカ政府の方針としてこれは現地の明言すべきことではございませんと、こういう答弁で逃げられたわけでありましたが、一カ所膨大な新しい弾薬庫の建設を、その土木工事をされておるところを見て、私はこれが韓国から移すという報道を報道機関がなしておりますその核兵器の移転の個所かなと、私個人なりにそういう推察をいたしました。

この核兵器の問題は、日本政府にとってもこれは重大な問題であり、国会としても非核三原則という基本的なものが確立をされておつて、つくらず、持たず、持ち込ませずと、こういうふうなことであるわけでありまして、七二年の返還後、米軍基地は、私がそういう現地調査をいたしました際に——いまだ数年前、復帰直前に私も参ったことがあります。そのときと比べて、依然として、強化をされこそすれ、この沖縄基地が縮小されたというふうなところはみじんも見受けられません。で、率直にお尋ねいたしますが、防衛庁長官、沖縄に、これだけの日本国民の悲願、国会の非核三原則、こういうものの中にあって、この軍用地、基地を確保する、こういう際に最大の関心事は、一体沖縄に核兵器が貯蔵されておるのかどうか、このことについて最も大きな関心を寄せておるところでございますので、防衛庁長官、施設庁の長官としてこの沖縄の基地に核兵器が存在するかどうか、この点について防衛庁長官からひとつ、あなたが一番日本の一億一千万の国民のうちでこの問題に関して詳細な実情を把握されておられる立場でございますから、日本国民のそれらの全信頼を集めておられる、そういう立場の方ですから、その三原防衛庁長官から、この私の率直な質問に対して明快にお答えをいただきますようお願いをいたします。

○國務大臣(三原朝雄君) お答えをいたしますが、核の問題につきましては、いま先生御指摘のように、わが政府におきましては核三原則の方針を堅持をいたしてまいつておるところでございます。この政策は憲法にも次ぐという考え方のもとに、政策の実行をいたしておるところでございます。そこで、アメリカに対しましては、この問題は実は外務省からお答え願うことが適当かもしれませんが、私へのお名指しでございますが、核問題につきましては、アメリカにも外交筋からも明確に言つてございまして、また防衛庁といたしましては、米軍に対しましては、日本の核三原則について十分意を通じておるところでございます。したがって、過去におきましては米軍Bあたり問題で沖縄に核が持ち込まれておりはしないかという、いろいろなさうした御指摘等もあつたことも承知をいたしておりますが、いま先生が御指摘のように、核問題については本当に日本はさうした厳しい政策を推進をいたしておるところでございますので、私どもも米軍Bの問題のときにもアメリカに照会をし、

そういうようなことがあつてはならないということで御注意を申し上げておるところでございます。したがって、この朝鮮からの核の引き揚げが、その核が沖縄に持つてこられるのではないかと、いうような点につきましては、十分な警戒もいたしておりますし、注意もしておるところでございます。私といたしましては、絶対にさういうことはさせてもなりませんし、してもいいというところを信じておるところでございます。

○大塚喬君 核兵器、いまのお答えだとすると、現在まで沖縄の基地には核兵器は存在しない、それから在韓米軍の引き揚げに伴つて、韓国にあると言われるその核兵器については、日本の沖縄基地には日本政府としては絶対に持ち込ませない、という決意をこの国会で防衛庁長官として明らかにされたわけでございますか、改めてここを確認したいと思ひます。

○國務大臣(三原朝雄君) いま申し上げましたのは、返還後のわが国の方針をお答えをいたしたわけでございますが、今後におきましても明確に私はここで申し上げるが、さうしたことを絶対にさせない、さういふ点で注視をいたしてまいりますし、またさうした対処もしてまいりますところでございます。(あるなしの点検を……と呼ぶ者あり) 現在、いまあるなしを点検せよということでございますが、さういふ点につきましては、アメリカの基地に対するいろいろな約束もあつてございまして、さうした注意、警告をし、向こうがぜひ見てくれというふうなことでございまして、私どもはぜひさういふ処置までとつていきたいと思つております。しかし、さういふことはなかなか行い得ない点もあると思ひます。核の問題につきましては、しかし、私どもはいま申し上げましたように、アメリカは絶対に信頼をしてほしいということではないとおりますので、私どもは信じてまいつておるところでございます。

○大塚喬君 大要防衛庁長官、私も長官のお人柄を好人物、まことに尊敬に値するお方だと拝見をいたしております。しかし、防衛庁長官が信ずるということの言葉、その具体的なやうばり裏づけをここで発表いただかないと、信ずるという言葉だけで、はいさうですかということで、私、不肖大塚も三原防衛庁長官と同じように、三原長官が日本一の好人物、私大塚が日本の第二番目の好人物と、さういふふうな私自身はどうもそれほどお人よしではございませんので、いまのところあかしをひとつもう一度はつきりおっしゃつていただきますようお願いいたします。

○國務大臣(三原朝雄君) 先生御承知のように、核問題につきましては、これは大統領自身が最終的には発言するといふようなことがありますが、なかなか一般的には核問題については発言を許されていない、さうした取り扱いをいたしておるものでございます。そこで、私どももいたしましてもいま申し上げておきますように、米国民体に対しても、あるいは米軍自体に対しても日本の核政策については十分な日本の政策を知つていただいております。向こうもやらないと言つております。私どもも絶対にやらないといふことを要請をいたしておるところでございます。さういふ点で、ただ気持ちの上での信ずるかということではなくて、いままでもさうしたことで実際に具体的な折衝をしてまいつておるところでございますので、その点については相互の信頼関係で日米の関係というものはこの防衛問題も取り組んでおるところでございます。お互いが信頼を維持していただいております。さういふことから、私はこれ以上具体的に、私どもがその弾薬庫を点検するとかいふようなことが許される立場でもございませぬし、お互いがいま申し上げたやうに厳重な警告をし、相互の信頼で私どもは参ることがいままでの日米間の折衝の経過でございますので、私はその点につきましては、相互信頼の原則でひとつ御理解を願ひたいと思つております。

○大塚喬君 防衛庁長官ね、あなたはともかく一

億一千万の国民の全幅の信頼、そして負託を受けて防衛庁長官に就任をされておるわけでありまして、いまお答えいただいたその御答弁が単なる言葉だけでなくて、長官自身が現地に向いて、そしてこれらの問題について事実を調査をし、そしてこの国会に、非核三原則という厳たる三原則が存在しているこの国会に、国会での審議の中で質問がなされておるわけですから、現地調査をなさった上で、ここで改めてその報告をいただきたいと思います。

○国務大臣(三原朝雄君) 先生も御承知のとおりでございますが、米軍基地内を私も調査をするというふうなことをお約束することはできません。何回も繰り返すようでございますが、核の問題はわが国の核三原則を十分アメリカは徹底しておりますし、また米軍にも徹底しておりますところでございますので、相互信頼の原則は守つていきたいと思つております。

○大塚藩君 大塚、大臣うまいことをおっしゃると私も敬服いたします。ただ、それが信頼をするという言葉、それから強く要請をするという言葉、そういうことでこの問題が済む問題、そういう簡単な問題ではないことは長官自身が篤と御承知のほどでございます。ですから、日本国のこの最高責任者の長官が、防衛庁長官が、米軍にその調査を申し込まれて、相互に信頼関係のある日米両国政府の間で、これはほかの人ならいざ知らず、防衛庁長官がそのことに關して私は調査できない、そういうふうなことをここでお答えになるそのことの前に、長官自身がそういう誠意と努力をここで示される、披露されるべきが至当ではないか、こう考えるわけでありまして、この点については次の質問と関連をしてひとつお答えをいただきたいと思つております。

沖縄の復帰は本土並みということをとてまえにして、当時の政府が、日本国民にもそういう宣伝をして沖縄の復帰が五年前になされたところでありまして、ところが、この返還の時期に、御承知の

ように防衛庁は第四次防衛計画、四次防衛計画の作成過程と同時にこの沖縄復帰の作業が行われたわけでありまして、そこで、陸海空のわが自衛隊の基地内も私調査をいたしたところでございまして、この沖縄基地全般にわたって政府が公表して国民に公約をした本土並みの復帰、そして具体的には本土にも幾つかの基地が現存いたしてあります。この沖縄の基地は、防衛庁長官として、本土の基地と同様な、そういう現存する基地の状態にあるのかどうか、率直なところをひとつ防衛庁長官から明らかにしてほしいと思つております。本土の基地と沖縄の基地、これが全く本土並みの政府の言つておるようにならぬ、そういう基地の存在かどうか、ひとつお答えをいただきたいと思つております。

○国務大臣(三原朝雄君) 先生御指摘の核抜き本土並みという言葉でございますが、私自身もあの当時のことを思い出してございまして、沖縄復帰以後は、核は絶対にひとつ疑いを持たれるようなことのないようにしてはほしいという要請をいたしてきておりますし、先ほども御回答申し上げましたように、沖縄には核がないということを私も信じて、またそういうことを要請をしてきております。

そこで、本土並みということにつきましては、いま先生の御質問が、この基地の数、あるいは基地の広さ、そういうものの配置というふうなものが本土並みというふうなふうになつておるかどうかという御質問なのかどうか、その点がよくはつきりいたしませんけれども、あの当時言われまして、これは、とにかく核抜きであることはもう絶対に、そういうふうなことでございまして、本土並みに行政水準を上げたい、あるいはそういう生活水準なり基地に對する処置等についても、そういう本土並みの体制をとらうというところで申し上げられた言葉と思つておるのでございまして、しかし、実際に基地の配置状態が本土並みではないではないかと言われますれば、私も非常に過

重な負担をおかけをいたしておる、そういう受けとめ方をいたしておるのでございまして。

○大塚藩君 沖縄へ参りまして、沖縄の抱いておる特殊の問題、数々私も自分の目で、はだで沖縄の現状について感じ取つてまいりました。で、沖縄の人の言葉、たくさんの方たちとお会いをしてたわけでありまして、沖縄における諸悪の根源は、沖縄における基地の存在が諸悪の根源である、沖縄の大多数の県民はそういうことを私も切々と訴えておるわけでありまして、ですから、日本のこの東京やあるいは山梨県や青森県にも基地があります。そういう人たちの言葉と、沖縄の県民の皆さんの語る言葉には、私は本土並み復帰と、こう政府が公表されてまいりました事実とずいぶんの違いがあるかと、沖縄の人に、小指を切り捨てて、その痛みを沖縄の人たちだけに背負わせて、そして本土の人たちがのうのうとしておる、そういう胸のうずくような痛みを私自身を感じたから、そういう質問をいたしたところでございまして。現実には沖縄へ参りまして感じますことは、この基地の存在、その基地の存在が朝鮮半島にすべて標的が向けられて、沖縄米軍の訓練基地としての沖縄の基地が現在強化をされつつある。そして、その補完部隊として日本の自衛隊、これが配置をされておる。これが私の率直なこの四月に三日間沖縄の軍事基地を調査したという結論で、沖縄の県民の皆さん方もそういうことをみんな口をそろえて申されております。

で、一つ具体的にお聞かせをいただきますが、本土に沖縄を除いた本土、沖縄、韓国、いま現在の陸海空、海兵隊、この配置状況はどういうふうな日本政府として把握をされておりますか、この最も新しい現況について報告をいただきたいと思つております。

○政府委員(伊藤圭一君) 日本におきます現時点の米軍の数でございますが、本土におきましては、現在全体で一万六千五百人でございます。陸軍が千五百人、海軍が四千、海兵隊が五千、空軍が六千人という数でございます。

沖縄におります米軍は約三万一千でございます。陸軍が二千五百、海軍が二千五百、海兵隊が一万七千五百人、空軍が八千五百人という内容でございます。

さらに韓国につきまして申し上げますが、在韓米軍は現在約三万九千九百人でございます。で、その内訳は、陸軍が約三万一千七百人、海軍と海兵隊合わせまして約三百人でございます。空軍が約七千五百人、以上が在韓米軍、在日米軍の日本本土及び沖縄の配置の状況でございます。

○大塚藩君 防衛庁長官にお尋ねをいたします。在日米軍の配置の現況をただいまお答えをいたしましたが、先ほどの本土並み復帰ということに關連をして、いまパーセンテージがお聞かせいただけたわけでありまして、いわゆる在日米軍のどれだけが沖縄の基地に駐留をされておるのか、そして、この在韓米軍の地上軍の撤退ということが、今後沖縄の基地の強化、こういうことについて防衛庁長官として、今後のそういう推移を含めてひとつお答えをいただきたいと思つております。

○国務大臣(三原朝雄君) 数字的な問題につきましては、後から防衛局長からお答えをいたさせていただきますが、在韓米軍の撤退に伴つて沖縄の基地との関係でございますが、これはすでに先生御承知だと思つておるけれども、引き揚げてまいります陸の部隊というのは沖縄には配置をしないということとを言い続けてきておるのでございまして、米軍は、空の問題につきましては、同じ第五空軍の傘下に沖縄の部隊も在日空軍も在韓空軍も一緒でございます。その点につきましては行き来も頻繁であることは御承知のとおりでございますが、この点につきましては現状の体制でいくであらうと思つておるけれども、引き揚げてまいります陸の部隊というのは、これを沖縄に配置をするという考えはないということを承知をいたしております。したがって、特に韓国から米軍が引き揚げて沖縄の基地が大きく強化されるとか、変

化をするというようなことはないものだと考えておるのでございます。

○政府委員(伊藤圭一君) この数の上からまいりますと、沖縄の方が本土に比べて、いま申し上げましたように約倍ぐらゐの数になっております。その本土と主な違いといふのは、先ほどの数字でも御説明いたしました、海兵隊が多いわけでございます。これは第三海兵師団というものがございまして、本土には海兵隊関係では岩国の航空隊が中心になっておりますが、その関係で海兵師団がございまして、海兵隊の数が多くなっております。

なお、そのほかには、空軍が日本におきますよりもやや多くなっております、三千人ばかりふえていっているのが現状でございます。

○大塚藩君 その問題に関しては後ほどまた質問を継続いたしますが、この基地問題に関連して先ほどの私の質問、これは地籍に関する質問に集めて質問をしたところでございまして、基地の存在というのがこの地籍を困難にしておる最も大きな原因であると。もちろんその前の沖縄戦というあの悲惨な惨禍がもとになって、それから多年の米軍の基地使用ということが原因になって地籍の確定ということが現在困難になり、不可能になり、今後このままで放置すれば永久にこの問題の解決は不可能であると、こういうことで、政府も今度改めて修正案を提出されたものと考えられるわけでありまして、自治大臣おいででしょうか。――自治大臣にひとつお尋ねをいたします。

先ほどの答弁の中で、本土の国土調査法に準拠した土地調査法を制定し、これは当時の琉球政府でありまして、一九六〇年、その再調査に基づいて土地台帳の作業をやったわけでありまして、それは返還時まで琉球政府によって続けられたところで、十五年間にわたる作業の結果、一応軍用地以外の約七割の土地については土地台帳を實現することができ、あとの三割が残っております、こういう現状であることを私も承知をいたしております。で、この土地は、軍用地を中心にして、

で、沖縄戦やあるいは米軍の強制的な土地収用、これなどの原因によって土地の原形が全く破壊をされ、国土調査法による地勢調査、地籍調査、これが困難な地域が残っております。その地域を特殊地域と沖縄の皆さん方はおっしゃっております。この特殊地域の現状、実態、その分布状況、これが現状のようになっているのか、この地籍法の審議、基地の審議の問題に関して大きな問題点でございまして、この点をひとつ自治大臣から明確にさせていただきたいと存じます。

○国務大臣(小川平二君) 私に対する御質問でございますが、実はこの問題は自治省の所管でございます。私に聞かされて、開発庁の所管でございまして、願わくば開発庁からお聞き取り願います。

○大塚藩君 ただいまの質問について、開発庁長官から答弁を求めたいと思っております。

○政府委員(亀谷禮次君) お答え申し上げます。沖縄が返還の時点におきまして、沖縄開発庁といたしましては防衛施設庁及び沖縄県当局と協議をいたしまして、返還時点におきましては、いま先生御指摘のように、復帰までにかかりの地域の、いわゆる本土におきまして国土庁が所管をしております。国土調査法に基づきます国土調査もかなり実施をしてきたわけでございますけれども、御案内のような、境界を非常に明確化するために困難な地域につきましては、返還の時点でその地域がどの程度、面積にしてどのくらいあるかということが明確になっておらなかったわけでございます。この点につきまして、いま申し上げましたように、復帰の時点におきまして沖縄県当局及び私も開発庁並びに防衛庁で協議をいたしました結果、復帰後二年にわたって緊急に調査をいたしましたところ、おおよそでございますが、現在、復帰後に返還をされた地域を含めまして、いわゆる防衛施設区域の対象の中にあります不明地域が約百二十一平方キロ、それから復帰前に返還をされた基地を含めまして、いわゆるわれわれが民地と申し上げております地域が約二十平方キロある、こういうことが判明をいたしましたわけござ

います。

○大塚藩君 この特殊地域について、具体的にいわゆる返還後という措置をとってきたのか。それから、沖縄へ行って私も非常に本土の風情と違うことは、ともかく土地改良事業、それから宅地造成事業、こういうものがめっちゃくちゃだと、これはぜひいふべきことを感じるわけでありまして、この特殊地域を含めて、沖縄における土地改良事業、宅地造成事業、公共道路事業、これらの計画の現況はどうなっているのか、その実態についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○政府委員(亀谷禮次君) 御質問が二点にまたがっておりますので、あわせてお答えをいたしますが、まず復帰後の、御質問にございましていわゆる境界不明地域と言われますものについて、政府としてどういふふうに対処してきたかというお尋ねについて初めにお答えをいたします。

ただいま申し上げましたように、復帰の時点におきましては、琉球政府におきまして、いわゆる境界不明地域というものがどの程度の規模で存在をしておるかということが正確に把握されておらなかったわけでございます。まず、われわれは、このいわゆる不明地域の調査を行うにつきましては現況の把握をいたす必要がございまして考えまして、先般申し上げましたように、防衛施設庁及び県及び私も国土庁とも協議をいたしました結果、国土庁の判断では、いわゆる国土調査法によるところの一般的な国土調査にはなじまない、こういう御意見もございまして、種々協議の結果、この地域につきましては、いわゆる復帰後の返還基地を含めまして、防衛施設区域につきましては、この区域が現に防衛施設当局において管理をされておる、しかも日常これらの土地所有者の方のおつき合いが非常に深いわけでございます、したがってこれらの基地が返還になります場合の復元補償等の問題もあるわけでございますので、いわゆる基地関係の不明地域につきましては、防衛施設当局がこの調査及び措置に当たる。

残りのいわゆる局地におきましては、この不明地域につきましては、私も県といたしまして御協議をした結果、いわゆる民地の不明地域につきましては開発庁が当面所管をいたしまして、所要の予算を確保するとともに、現地におけるこれらの実施につきましては、復帰の時点まで長年月にわたって琉球政府に置かれておりました土地調査庁という組織がございましたので、これらの有能な職員の方々の御協力をいたいただくということで御承認をいただきました結果、自來沖縄県に置かれておりましたところのこれらの機関を活用させていただきます。

その後これらの土地の明確化をどのようにするかということでもさらに協議をいたしました結果、これらの作業につきましては、結局国土調査法に準じた形で行いまして、この結果を現行国土調査法によりましてこの認定を得るということが最も合理的かつ妥当であらうと、こういうことになったわけでありまして。

この後民地につきましては、県と御相談をいたしました結果、県当局で所要の実施要領を定めていただきました。これらの措置を前提に五十年から本格的な調査に着手をいたしました。まず当初は、御案内の西原村でこれに取りかかり、五十年からは読谷村並びに沖縄市で現に実施に入っております。そのほか防衛施設庁所管につきましては、防衛施設当局において復帰後逐次これらの不明地の調査に当たっておられるところでございます。

なお、道路並びに土地改良等、いわゆる公共施設の整備につきましては、先生も御案内のことであらうかと思いますが、私も開発庁の所掌といたしまして、いわゆる沖縄振興開発十カ年計画が復帰後策定されております。この計画に基づきま

して、それぞれ所要の計画の中身でございます、いわゆる社会資本の整備につきましては、直接実施をいたします関係公共事業官庁と協議の上、それぞれ国の計画でございます長期計画に調整を図りまして、毎年度この五年間逐次公共事業の予算を計上、実施をしております、こういうふうにお答えを申し上げておきたいと思ひます。

○大塚喬君 私がお尋ねしたいことは、土地改良事業、それから区画整理事業、それから公共道路の建設事業、こういうふうなもの、沖繩と本土と現状どういふことに比較されるのか、その具体的な内容についてお聞かせいただきたい、こうお願いをいたしておるわけであります。

○政府委員(井上幸夫君) お答えいたします。

沖繩におきまして社会資本整備は復旧後非常に進みまして、復帰直後に存在いたしました格差と現在とではかなり詰まっております。で、概況を申し上げます、道路の改良率、舗装率は全国平均とほぼ同じ、上下水道の普及率につきましては、下水は本土平均でございますが、上水道の普及率は本土平均を上回っております。それから公立文教施設につきましては、現状では本土の水準に比べまして若干劣りますけれども、これは五十三年度末には本土平均になるといふことでございます。ただ現状で一番お困りしておりますのは、ただいま御指摘のございました土地改良系統でございます、これは着手が本土に比べて非常に遅れておりますので、ただいまのところ農道整備率、区画整理済み面積等ははなはだ見劣りがいたします。で、目下の状況でございますと、沖繩開発庁所管の公共事業費は約一千億でございます、そのうち道路関係に四百億弱、土地改良系統に百億弱という予算を投入いたしまして整備を進めていく最中でございます。

○大塚喬君 せっかく法務大臣にお越しをいたして、防衛庁長官にはもうしばらくとつしんばうをいただきますように。

いまのお答えですね、ちょっと私が現状を視察した中で相違しておる点がありますが、いままな

たがお答えいただいたのは、道路には御承知のよう、国道、県道、それから市町村道とございまして、いまのその道路の整備状況は、全国とほぼ同じかそれ以上だと、こういうふうなお答えがございましたが、そのお答えというものは市町村道を含めた、そういう比較をお答えいただいたものですか。

○政府委員(井上幸夫君) 説明が不十分で申しわけございませんでした。国道の普及率は最新数字でございますが、これは非常に決算数字ができておりました五十年の四月でございますけれども、国道の改良率は沖繩が八八%、全国平均が八五%弱、県道は沖繩が四四%、全国平均が四三%弱、市町村道は沖繩が二八%、全国平均は二二%、道路舗装率は、国道にしましては沖繩は八七%、全国は九一%、県道は沖繩が四九・四%、全国が六六%、市町村道は沖繩が三五%、全国が二四%でございます。

○大塚喬君 法務大臣に出席を願ったものですから、実は昭和十八年夏に読谷飛行場という六十五万五千坪の土地が旧軍に強制接収をされて、読谷飛行場、本土防衛、沖繩防衛というために急遽飛行場の建設が行われたわけです。で、その論議は、その所有権をめぐって国有財産台帳には国有地といふことで六十五万五千坪が記載をされておる。で、それらの国有財産を主張されておる大蔵省側では、いま私が再三の質問で、一体その土地の売買契約書があるのか、土地のその支払いをした領収証があるのか、それから、さらにまた、現在までに予算執行の際の、沖繩の読谷飛行場敷地買収のためにこれだけの予算を執行した、こういうような法的な文書があるのか、そういうことをお尋ねしたところが、一切そういうものはありません。こういう中で法務省の民事局長に聞いたんですが、そういうことの際には最終的には裁判をやつて決めたいか、それと、こういう大變、率直に言えん無礼だと、私はそういうお答えに感じを持っているんですが、そこまて言つて失礼になりますからいまの言葉はひとつ

なかつたものにしてお聞きいただきたい。大蔵省と私の論争の中で、裁判でやれという法務省の民事局長の忠告ですから、法務大臣に御出席を願つて、大蔵省と私の論争の中で、法律を守る最高責任者の法務大臣からこの問題に關してお答えをいただきたい。実は法務大臣、まことに恐縮至極に存じますが、大蔵大臣が先ほど医師の診断書を出していただいた、十五分程度ならば出席して答弁をされる、こういうことで病を押して御出席をいただいたので、質問の中途ですが、お許しをいただいて初めて大蔵大臣に答弁を求めたいと思ひますので、どうぞその点御了承いただきますようお願いをいたします。

大蔵大臣、実は読谷飛行場六十五万五千坪の所有権に關して大蔵省の理財局長に答弁を求めたわけですが、これは国有財産台帳に載つておるから国有地だ、こういうお答えが繰り返されておりました。その国有地だといふいう基礎は、昭和二十六年、一九五一年四月一日付で発行された当時の読谷村長が認定をした所有権証明書により国有地であると、こういう位置づけをされて、国有財産台帳に、旧軍の購入したものだからこれは当然国有財産だ、こういう答弁を繰り返されたわけでありました。ところが、それらに關する資料というのは、具体的に国側でその根拠になるものがあります。と、こういう質問に対して、全然そういうものはありません、こういうことであります。日本の国の法律構造、法律のたてまえとして、土地の売買に關して係争が起きたときに、買主が、買主として所有権を取得した、こういう主張をするためには、これは買主の方に、買主取つたという事実あるいは売買代金を支払つたという証憑書類、証憑物件、こういう事実があつてそれに基づいて主張ができるのではないかと、こういうことを申し上げて、それを立証する責任というのは買主側にあるのではないかと、こういうことをお尋ねしたわけです。売り主の方は以前から所有権があつたわけですから、もし本場に所有権が買主の方に移つたんだと言ふならば、買

い主の方でその証明を、これは裁判所なら裁判所に出して、そして自分の所有権を明らかにすべきではないか。ところが、そういうことに關して、そういうことは国民の方で証憑物件、資料をそろえてやればよいじゃないですか。沖繩の現況というのは、あの悲惨な沖繩決戦のそのさなかの際に戦死したり、それから強制的に徴用されて本土やあるいは海外に移住したり、そうした者、さらにその読谷飛行場が旧米軍の飛行場として使用されたり、物資集積所として継続して使用された。そして昭和二十六年の四月一日当日、いわゆる村長が発行した所有権証明書、こういうものが、他のところでは自由に旧地主が立ち入りできて確認ができたわけでありましたが、当時銃剣によつてこの読谷飛行場は沖繩の村民が一切立ち入りは禁止をされて、そして銃剣とタンクでならされてしまった有刺鉄線の中のとこを通過、それができないで、その他の地域に關して届け出があつた分について沖繩の村長がその証明書を発行したといふ、こういう事実関係があるわけでありました。この点について調査をして、速やかにこれらに対する善処方を要望したわけでございますが、そんなことはお上の手数を煩わすなど、こういうことで取捨をされておるものですか、この国有財産を管理される最高責任者の大蔵大臣の御出席を願つて、この問題に対する前向きな国側の態度についてぜひ表明をいただきたい、こういうことを念願して曲げて大蔵大臣の御出席をお願いしたところでございます。どうぞひとつ私の意のあるところをくんでいただいて、大蔵大臣から誠意あるお答えをいただけますようお願いをいたします。

○國務大臣(坊秀男君) 折あしく体の調子を壊しまして、御迷惑をかけましてまことに相済みません。

沖繩の旧軍買収地の問題については、従来から現地沖繩総合事務局財務部において当時の買収状況等をできるだけ明らかにするために、物的資料の収集、関係者からの事情聴取等を行つてまい

ております。これまでの調査では旧読谷飛行場について当時の飛行場建設状況、関係者の陳述等から見まして、買収資料が残っている宮古、八重山の場合と同様に、旧陸軍が正当に取得したものと判断しており、また、土地所有権委員会という公的機関が民主的に行った調査によっても国有地であるとの認定を受けているものであります。しかしながら、本問題の重要性にかんがみ、先般大蔵省の担当課長を現地に派遣いたしました。さらに必要な調査の打ち合わせを行うとともに、今後の調査の指示を与えてきたところでございます。その指示によりまして現在現地で調査を進めております。その結果を参考にした上でどのような措置をとるか検討したいと考えております。

○大塚喬君 御病気のところ大変恐れ入りますが、いまの大変私には形式的な御答弁というふうにししか受け取れないわけですが、先ほど申し上げたように、買い主、売り主というところで土地に関する係争があった場合には、従来売り主の方に権利が現存しておったわけですから、その係争が起きた場合には、これは買い主側でその立証をして初めてそれらの問題に関して国有財産である、こういう証明ができるのではないかと、そのことのそういう形式的な御答弁だとすれば、私が申し上げたように、それじゃ何か具体的に買い主側、国側の方に、旧軍が買収したんだと、こういう資料が出ない場合には一体大蔵省としてどうされるのか、これは県民の、村民のそういう要望に対して誠実なお答えがいただけたらと思います。一度ひとつ大臣からお答えをお願いしたいと思います。

○国務大臣(坊秀男君) お答え申し上げます。

形式的なことというおしかりでございますが、土地の所有権が一応登記によりまして国に移っております、そういうことに相なりますと、この登記というものを、ただ単にこれを否認するわけにもまいりません。そういうようなことで、しかしながら私は、この問題はいろいろと御意見もありまし

て、複雑な事情もありまして、大変な重大な問題だと思えますから、そこでこれはもう一遍現地を調査をさせていただきまして、その調査に基づきましてどういうふうな措置をとるかということとをいま検討をいたしておるといふ次第でございます。一応国が登記ということを決ましておりますものでございまして、これをやっぱり抹消していくというふうなことは、これもまた重大なことでございます。また、住民の御主張になられるということも重大なことでございます。そこでこれはもう一遍つぶさにひとつ現実を、これを調査をさせまして、そうしてその結果に基づいて、そしてこの措置について考えてまいりたい、かように考えております。

○大塚喬君 もう一言大蔵大臣にお願いをいたします。

もう一遍調査をするということですが、その調査の具体的な方法、官庁関係に行つて、そこで話を聞いてきて、それはこうだと、こういうようなことであつてはこの調査の趣旨は生かされない。現地に少なくとも何日間か滞在をされて、沖繩の村当局、それから関係地主らと、そういう人たちの生の意見を、現地の生の情勢を十二分に把握をいたして、前向きにひとつこの処理について強く要請をいたしたい。まあこういうことと一緒に、いまもう一度調査をする、こういうことをおっしゃいましたが、それらの期日的な制限、こういうことは大臣として一体いつごろ、どういう程度の具体的な調査をされますか、ひとつ最後に大蔵大臣から御答弁をちょうだいしたいと思います。

○国務大臣(坊秀男君) 先般係官を派遣いたしました、いま調査の継続中でございます。係官は帰つてまいりました。係官は帰つてまいりました。これは慎重に底深くこれを調査するようにというところを、現地の総合事務局、そこへ指示をいたしまして、それでいま鋭意その総合事務局が調査をいたしております。で、この調査の結果がいずれは——いずれはといつてそう遠いことではあり

ませんけれども、省の方にもたらされるということとでございますので、その調査を相待ちまして、そして検討してまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

○大塚喬君 大臣、重ねて恐れ入りますが、現地の実情というのは、まあ私の見受けたところ、現地の関係者と現地の村民の間には、いままでの折衝経過の中で、感情的と申しますか、不信任というふうなものがあるのではないかなと、こういう心配をいたしておるわけです。それで、そういう先入観のない、そういう公平な立場に立つた方がひとつ、期日、これはもうたとえ一週間なら一週間、十日なら十日というひとつ可及的速やかな時期においていただけて、現地の者でなくて、こちらからその係を派遣いただけて、そしてどういふ調査をされるのか。そして私が繰り返しのうちに申し上げておりましたのは、どう考えてもそういう昭和二十六年に村長が出したいわゆる所有権証明書、これの法的な根拠というものが、少なくとも読谷に関してはその信憑性というものが、真実性の乏しいものである。それを基礎にして国有財産台帳に載つてあるんですから、国が所有権を主張しておるんですから、そのところについてひとつ前向きで、現地の色めがねのついた形でなく、ひとつ大蔵大臣が前向きにその善処をされる、こういう御答弁をひとつこでいただけて大蔵大臣の質問終わりだと思つておるわけですが、もう一度ひとつ恐れ入りますが御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(坊秀男君) 調査につきましては、ただいま御答弁申し上げたとおりでございますけれども、必要とあらばおっしゃるような調べということをするのにやぶさかではございません。○大塚喬君 私が申し上げた趣旨を実現いただければ、この理解をしてよろしくございませう。○国務大臣(坊秀男君) 必要とあらば係官をさらに派遣いたします。○大塚喬君 必要とあらばという前提条件なしに、率直なお答えいただければいいか。

○国務大臣(坊秀男君) いずれ、いま調査中でございます。それについての何らかの返事があるに違いないのでございまして、それを受けまして、それで御趣旨に沿うような調べを、さらに改めてさすといふことを申し上げます。

○大塚喬君 御病気の大臣をこれ以上ここで引きとめすることは人権上の問題になつて、社会党自体の名譽にも関するようになつては大変ですから、今後の論議の経過を通じて、また期日を改めて大臣に御出席を願うようなことになろうかと思つて、ひとつ私どもの質問の趣旨、意のあるところを十分おくみ取りいただけて、誠意ある解決の方法をとっていただきますようお願い申し上げます。大蔵大臣の質問は本日はこれで終わりにさせていただきます。

法務大臣、大変恐縮いたしております。大蔵省と長い時間いままのような論争を繰り返してまいりました。それで法務省は、民事局長は裁判という手がありますと、こういうことですが、これは、このいま大蔵大臣と私のやりとり、ひとつこの法律の番人である法務大臣にぜひ裁判官になつてもらいたい、こういう強い願いから法務大臣の見解をお聞かせいただきたかと思つておる。沖繩には、あの御承知のような激烈な沖繩戦争が続けられたといふこと、それから戦後二十八年余にわたつて米軍の占領が続けられたといふこと、その間にたくさんさんの基地が設定をされたりあるいは拡張されたり縮小されたりと、こういう経過があつて、それらに関連をして沖繩には土地に

関連をする係争事件が幾つも起きております。ところが沖繩現地の裁判所の現在までとつてきた裁判と申しますか、裁定の方法というものは、ともかく沖繩の場合には公國も公簿も現存しておらない。(聞いているんですか、法務大臣)と呼ぶ者あり) よろしいですか。法務大臣にわざわざ御出席願つたんだから、ひとつ裁判官としてこの論争について御意見をお聞かせいただきたい、こういう土地の係争問題を願つたわけですが、土地の係争問題がたくさん来ております。とこ

ろが、裁判所はそれらの問題は双方に和解をするように勧めておるわけです。ところがこの問題に關しては、國が固有財産台帳に載つていないと。きわめてその基礎の不確実な、いわゆる村長の発行を以て、本人の申請に基づいてそして土地の確認も何も行われないうちに昭和二十六年の四月一日の所有権証明書、これに基づいて、入れないところの土地、それが旧陸軍の飛行場だったということだけで固有財産に移されておるわけです。裁判所に行けば和解しないといふところが、國の方は、何度村長や関係地主から請願、陳情を出しても、これは固有財産の台帳に載つておるからだめですよ。裁判所に行けば、和解しないといふ。こういうことで、実際に裁判の方法も、現地村民にとってはそういう手段が現実的には不可能な現状であります。

ですから、これらの問題について、日本の、先ほど申し上げたような法体系、これは新しく買主なり、所有権は移ったと、こういう主張をされる立場の人が、そういう証拠物件、証拠書類なりをそろえて、そしてその土地の所有権を主張する、そのことがあって初めてこの所有権の買主の方に移ったという立証がなされるものと、こう考へるわけでありまして、裁判官という、私も一段上に法務大臣に立っていただいて、これらの問題について法務大臣の見解を承りたいと思ひますのでひとつよろしく願ひいたします。

○国務大臣(福田一君) 実は私も余り詳しくこの問題について調べておりません。

それから、いま大塚さんが御質問になつた御趣旨は、私はよく理解できます。その気持ちはよく理解できます。しかし、一応土地の所有権といふものは、登記によつて大体決まるものでございいますから、そこでそういうようなことを、所有権は登記上國に属しておるんだと一応係の者が言うのも一つの私は考へ方だと思ひます。しかしながら、戦時中に、必ずしも沖繩だけでなくて本土においてもやはり軍が買い上げることにして一部分だけ金を払つたと、そして残つて、まだ金をも

らつてないところがあったというふうな事例も私はあつたやに存じております。そういうところは、また後でいろいろ話をして、そして解決しておる例もあると思ひます。これは私は、いま大蔵省がいらないからにはつきりと言へませんけれども、私が若干関係したところでもあると思ひます。いづれにしても、戦争の傷跡が非常に残つていくといふことは残念なことなんでございまして、ただいま大蔵大臣から調査をした報告があるはずである、その報告に基づいてどうももう少し研究すべきだと、こう思へば再調査を命ずることもあると、またもう少し研究をさしてみてもよろしいと、こういう答弁を大蔵大臣はいたしたと私ここで承つておるのであります。私は、いづれにいたしましても、こういうことが長く残つておるといふことは不幸なことでありまして、國としてはやはり何らかの、國と現地の人との間で何か話し合ひができればいい。それは和解といふこと、和解といふことも、もうそれは登記にしてあるのだから絶対もう間違いないんだといふことになるかどうか、そこいらは、やはりその間の事情を、その当時おられた生き残つておられる人、文書がないにしてもその当時こういう人がやつぱりあればこういうこともまた含めながらよくこれは調査をし、そして何か、和解するといふとおかしいんですけれども、話し合ひで問題が解決できれば私は一番いいと思ひますのであります。裁判へ持つていってもいいんでありますけれども、裁判でやるといふことになりまして、なかなか土地をとられたと主張する人は証明のしようがないんじゃないですか、それは實際問題として、しかしまた、なかなかそういう人はいないとは思ひけれども、たつた一人とか二人の人がこう言つたというだけで、この土地は確かに彼のものだといふように認定できるかどうか、こゝをどういふふうにして認定をするか、登記をもう一遍見直しすることができるといふ、その仕組みといふものをやはり考へて大蔵省としては対処されるのがいいんじゃないか。

私はそういうふうな、いまあなたのお話を承つておつて、こういう問題が長く今後も残つていくといふことはまことに残念なことではございまして、そこで、やはりいま大蔵大臣が調査して、その調査の報告が来ると思ひますが、それを見たとて、そのことを言うておられます。しかし、それでもまだなおかつあなたの方でも御質問があるようなことでありますからして、いろいろ現地の方々とお話があつたんじゃないかと私は推察するんでありますが、そういう人たちの意見等を素直に聞くようなチャンスが公式の場で与えられれば、裁判にまだ行かない前にそういう話ができれば一番いいんじゃないかと私は思ひます。それを裁判上にいふ和解といふ手続によつてやるんといつても、それはなかなかむづかしいんじゃないかと思ひます。裁判上の和解といふのではむづかしいが、そういうふうにもっとみ込んで何とか解決しよう、そして無理がないように、できるだけ無理がないようにしよう、こういう気持ちでこの問題を扱つた方がいんじゃないか。余り法理論的にこれをやつていきますと、かえつて正しいことが正しくないように解決してしまふかもしれない。そこで、できるだけ関係者その他の言うことその他を聞いて、何かそこで話し合ひがつくようにするのが私は一番いい方法じゃないか。これを法律の問題に持つていきますと、なかなか私は、そういう登記といふことがあつたと、それを言う人が持つて、これはおれの地面なんだといふことが言えればいいんでしようけれども、こゝにも私は非常にむづかしい面があるんじゃないかと思ひます。しかし、話はもっと調査した上でのことになります。大蔵省はあつていま調査しておるんですから、その上でもっとお互いが、俗な言葉で言へば、腹を割つてひとつ話をしてみ、こういうふうなことをまずやるべきである、またそういうやり方で私は解決をするのがいいんじゃないかと。法理論といふような形とか、それからどつちで証明しろと言つたつて、なかなかそれは証明がつかない面もあるんじゃないかといふことを恐れるわけです。私は、なるべくこういう問題は、こういうことがこのように公になつた時期において解決する工夫をわれわれとしては考へてみてはどうかといふことでございまして、これは法律——何も、私は法務大臣と言つたつて、法務大臣ではございましてけれども、法の解釈の問題は、それはもうちゃんとみなおりますけれども、その法の適用という形でやりますといふと裁判というものになつてしまふ。私は、むしろ裁判の前の段階が非常に大事だと、こう思つておるわけでありまして。

○大塚喬君 時間が短くなつてちょっと急いで申し上げますが、法務大臣、ひとつこのことだけは耳にして、記憶にとどめていただきます。

一人二人の私利私欲、横車でも主張しておるんでなくて、この六十五万五千坪という土地は、当時六十八戸の民家がございました。そこに住んでおつた人たちは、関係の地主が六百人、それから、そこに生活の根拠を持つておつた人はおよそ三千六百人余りの人がそこに何らかのそういう関係のあつた人です。その人たちがいづれも、その移転料は、それから青作代や何か、そういうふうなものもはもたらされたけれども、土地の代金については後で支払うと、ともかくそのときに工事が始まつちやつてそれ出ると、こういうことでよその町村に追い立てられてしまつたものですから、移転料と青作料や何かももつただけで引越してしまつたわけなんです。そのうちに米軍の上陸という事態になつて、代金の支払いは行われなかつたといふことがいわゆる予算の証拠書類でも、あるいは公簿や公図あるいは登記関係、こういう問題について一切その買主側といふか、所有権者と主張する側の方に何もありません。ただあるのは、昭和二十六年になつて米軍の軍事物資集積所になつておつて、銃剣で入れなかつた土地、住民が確認できなかつた土地、その土地がその所有権証明書が出なかつたために固有財産台帳に載つたつた、大蔵省は終始このことだけを繰り返しておるもの

ですから、それらの事実をひとつ十分お耳にとどめていただいても、これらの問題について今後ひとつ法務省としても、まあ法を守る専門家というよりも、法務大臣大元締めですから、どうぞひとつこの点について前向きで善処をいただけますように、強くお願いをして、法務大臣の質問は、本日はともかくこの問題の進展いかんによってまたお尋ねすることにして、きょうのところは法務大臣に御足労いただいたことを感謝しながら、質問を本日のところは終わらせていただきます。

ところで、外務大臣がおいででございますので……

○国務大臣(福田一君) ちょっとそれじゃ大塚さん、ちょっとお待ちください。

ただいま大塚さんが、こういうことはちゃんと耳の中に入れてもらいたいというお話がございました。要するに、これは多数の人がその土地には関係をしておって、そうしてその人たちのいろいろのあれもあるんだと、何といえますか、言いつてもいろいろあると、そういうことをよく考えて問題の処理をしたらいいじゃないか、こういうお話のように私は承ったわけでございますが、いづれにしても、いま大蔵省が調査に行つて、そして帰つてきて報告すると言いますから、その報告を私も一応は一緒にでも聞いて、ひとつしかるべく問題解決に前向きで私は対処したい。こういう問題を長く残しておくことは決していいことではございません。やはり正しいことは正しいことなんで、善は一つしかないはずですから、正しいことは一つしかないわけなんで、何とかそれをできるだけ、一〇〇%といかなくても何とかそのめどをつける工夫を大いに努力をいたしたいと考えております。したがってまた大蔵大臣とも相談をさせていただくつもりです。

○大塚喬君 本法案審議をする際にどうしても基礎として私どもが知りたいと思うことは、公用地の暫定使用法に基づく暫定使用の現況、これは防衛施設、それから暫定使用状況と、こう大別して

二つに分けて、これが日本の自衛隊、それから駐留軍、そしてその合計、それが現状どういうところか、これは外務大臣にお尋ねする、あるいは防衛施設庁になりますか、どちらかちょっとはつきりしませんが、私は外務省からお答えをいただいたらと思つて外務大臣にいまお願いしているんですが。

○政府委員(斎藤一郎君) ただいまお尋ねの点は数字でございますので私から申し述べたいと思います。

まず、ただいま四月一日現在でもって公用地暫定使用法に基づく暫定使用をしております防衛施設の中で、自衛隊は二十九件中五つの施設について暫定使用等がございます。件数にいたしますと三十五件、十四万六千平米が自衛隊に関する暫定使用状況でございます。

それから、駐留軍の関係では、五十四施設ございます。うち二十三施設、所有者の数では三百八十五件、面積にいたしますと二千二十四万平米が駐留軍施設についての暫定使用状況でございます。

以上合計いたしますと、施設の数で二十八施設、所有者では四百二十件、面積にいたしますと二千三十八万平米が暫定使用の対象になっております。なお、これは四月一日でございますので、その後若干のずれがあるかというふうに思つております。

○大塚喬君 委員長、一言。

先ほど資料いただいたのですが、時間が九時までということですので、これに関連する質問、それからいまの使用状況、使用条件、これらに関連しての問題は後刻に譲りたいと思います。質問を一応次回に譲ります。一応私の本日の質問は終わります。

○委員長(増原恵吉君) 本日はこれにて散会いたします。

午後九時二分散会

第一部

内閣委員会会議録第十号

昭和五十二年五月十三日

【参議院】

昭和五十一年六月一日印刷

昭和五十一年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局